



2026 年 7 月 6 日

各位

会 社 名 abc株式会社
代表者名 代表取締役社長松田 元
(コード：8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.abc.co.jp/form/corp/>

**第三者割当による第1回無担保社債（私募債）及び第20回新株予約権（行使価額修正条項付）
の発行及び第19回新株予約権の一部取得及び消却に関するお知らせ**

当社は、2026年2月10日開催の取締役会決議に基づき第三者割当による新株式及び第19回新株予約権を発行しておりますが当社株価が行使価額を下回る状況が継続し、権利行使による資金調達が進捗していないことを踏まえ、残存する一部の第19回新株予約権を取得するとともに、取得後直ちに消却することを決議いたしました。

また、当社は、同日開催の取締役会において、第1回無担保普通社債（私募債）（以下「本社債」といいます。）及び第20回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

I. 第19回新株予約権の取得及び消却

(1) 取得及び消却を行う理由

当社は2026年2月10日付で、第三者割当による新株式及び第19回新株予約権の発行を決議し、第19回新株予約権については、発行価額総額136百万円、潜在株式数35,000,000株、行使価額1株当たり209円、行使による調達予定額8,200百万円を含む資金調達を企図しておりました。

なお、第19回新株予約権は、行使価額及び対象株式数が固定された新株予約権であり、MSCB又はいわゆるMSワラントとは異なる設計として発行されたものであります。

しかしながら、第19回新株予約権は、割当先による行使が行われることにより資金調達が実現する仕組みであり、株価動向、市場環境及び割当先の投資判断に左右される性質を有しております。そのため、当社が当初想定していた調達予定額に対して行使が十分に進捗しておらず、今後の必要資金を確実かつ機動的に確保する手段としては不確実性が残る状況にあります。

2026年7月6日時点において総額1,393,713,556円の資金調達を実施しております。

資金調達の額：1,393,713,556円（調達率：13.65%）

（内訳）

- ・新株式の発行 : 500,011,600円
- ・第19回新株予約権の行使 : 757,165,200円
- ・第19回新株予約権の発行分 : 136,536,756円

なお、現時点での第19回新株予約権の行使状況は下記のとおりです。

【第19回新株予約権】

(1) 新株予約権の名称	abc株式会社 第19回新株予約権
(2) 発行した新株予約権の数	392,347個 (1個につき100株)
(3) 発行価額	新株予約権1個当たり348円
(4) 行使価額	1株につき209円
(5) 資金調達額	8,336,589,056円
(6) 行使期間	2026年2月26日から2030年2月25日まで
(7) 現時点の新株予約権の行使数と行使による資金調達額	36,228個 757,165,200円
(8) 現時点の未行使の新株予約権の数	356,119個

かかる状況を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、第19回新株予約権について、残存する第19回新株予約権の一部を取得し、取得後直ちに消却することを決議いたしました。これは、第19回新株予約権による資金調達の進捗状況及び今後の資金需要を総合的に勘案したうえで、既存の固定行使価額型新株予約権による資金調達スキームを整理し、当社の現状の資金ニーズにより適合した新たな資金調達手法へ移行することが適切であると判断したためであります。

(2) 取得消却の内容

2026年2月10日付取締役会決議に基づき、第三者割当による新株式及び第19回新株予約権を発行しておりますが当社株価が行使価額を下回る状況が継続し、権利行使による資金調達が進捗していないことを踏まえ、残存する一部の第19回新株予約権を取得するとともに、取得後直ちに消却することを本日開催の取締役会にて決議し、「第19回新株予約権の一部取得及び消却に関するお知らせ」にて開示しております。

<第19回新株予約権の取得消却の内容>

(1) 取得及び消却する新株予約権の名称	abc株式会社 第19回新株予約権
(2) 発行した新株予約権の数	392,347個
(3) 新株予約権の取得及び消却対象者	Seacastle Singapore Pte. Ltd : 128,181個 Wowoo Pte.Ltd. : 74,167個 Soul Ventures Holdings Limited : 71,771個
(4) 取得及び消却する新株予約権の数	274,119個 (注)
(5) 新株予約権の取得及び消却日	2026年7月31日
(6) 新株予約権の取得価額	総額95,393,412円 (新株予約権1個当たり348円) (注)
(7) 消却後に残存する新株予約権の数	82,000個 Wowoo Pte.Ltd. : 80,000個 株式会社日本金融経済リサーチ : 1,000個 竹村 滋幸 : 1,000個

(注) 「取得及び消却する新株予約権の数」、「新株予約権の取得価額」は本日以降、本新株予約権が行使されなかったと仮定した場合の数値を記載しております。

II. 本社債の発行

1. 本社債発行の概要

当社は、割当予定先に対し、額面総額200百万円の無担保普通社債(本社債)を払込価額総額190百万円で発行いたします。本社債の発行は本新株予約権の発行と同時にされるもので本新株予約権の発行との組み合わせで機能する設計となっており、本社債の償還には、原則として割当予定先による本新株予約権の行使代金が充当され、割当予定先は、本新株予約権の行使代金の累計額が各本社債の額面金額(1,000万円)又はその整数倍に達するごとに繰上償還請求を行い、当社はそれに応じて償還を行う予定です。

本社債の概要は、以下のとおりです。

(1) 名 称	abc株式会社 第1回無担保普通社債
(2) 社 債 の 総 額	金200,000,000円
(3) 各 社 債 の 金 額	金10,000,000円
(4) 払 込 期 日	2026年7月22日
(5) 償 還 期 日	2027年7月21日
(6) 利 率	年率0%
(7) 発 行 価 額	額面100円につき金95円
(8) 償 還 価 額	額面100円につき金100円
(9) 償 還 方 法	<p>満期一括償還の他、以下の繰上償還条項が規定されています。</p> <p>(1) 組織再編行為による繰上償還 組織再編行為(以下に定義します。)が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合、当社は本社債の保有者(以下「本社債権者」といいます。)に対して償還日(当該組織再編行為の効力発生日前の日とします。)の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部(一部は不可)を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。</p> <p>「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいいます。</p> <p>「子会社」とは、当該時点において、発行体の議決権(疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含みます。)の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上を発行体が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体をいいます。</p> <p>(2) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付け者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付け者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除きます。)、かつ公開買付け者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに本社債権者に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、公開買</p>

	<p>付者の当社普通株式取得による当社普通株式の東証からの上場廃止の日以前のいずれかの日とします。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。</p> <p>(3) スクイーズアウト事由による繰上償還</p> <p>当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義されます。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」といいます。)、当社は、本社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに社債権者に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前の日のいずれかの日とします。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。</p> <p>(4) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還</p> <p>本社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等(以下に定義します。)が生じた場合又は東証による監理銘柄への指定がなされた場合は、その選択により、当社に対して、償還すべき日の5日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。</p> <p>「上場廃止事由等」とは以下の事由をいいます。</p> <p>当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいいます。)又は子会社に、東証有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合</p> <p>(5) 当社の選択による繰上償還</p> <p>当社は、その選択により、本社債権者に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とします。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。</p> <p>(6) 社債権者による繰上償還</p> <p>(1) 本社債権者は、その選択により、当社に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とします。)の3営業日(東京における銀行の営業日(土曜日、日曜日、東京における法定の休日若しくは東京の銀行が法令若しくは行政規則により休業することが義務づけられ、又は許可されている日を除きます。))前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。但し、本社債権者は、本新株予約権の行使によって当社に払い込まれた金額の累計額が1,000万円の整数倍に達すること(6)に基づく繰上償還を請求できるものとし、それ以外の場合に本(6)に基づく繰上償還を請求することはできません。</p>
(10) 総額引受人	<p>Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 15個</p> <p>MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC 2個</p> <p>BEMAP Master Fund Ltd. 3個</p>

III. 本新株予約権の発行

1. 募集の概要

(1) 本新株予約権の発行

(1) 割 当 日	2026年7月22日
(2) 新株予約権の総数	261,000個（新株予約権1個につき100株）
(3) 発行価額	総額13,050,000円（新株予約権1個につき50円）
(4) 当該発行による潜在株式数	26,100,000株（本新株予約権1個につき100株）本新株予約権の上 限行使価額はありませ ん。 下限行使価額は46円であり、下限行使価額においても潜在株式数は変 動しません。
(5) 調達資金の額	総額 2,414,250,000円（差引手取概算額 2,272,362,500円）（注）
(6) 行使価額	当初行使価額は92円とします。 2026年7月22日（同日を含む。）以後、本新株予約権の各行使請求の通 知が行われた日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取 引日（以下「修正基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下 「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終 値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の0.1円未 満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という。）が、当 該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回 る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修 正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。 但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が46円（以下「下限行使価 額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とす る。なお、2026年7月23日に本新株予約権の行使請求の通知が行われ た場合は、行使価額は当初行使価額である92円とする。
(7) 募集又は割当て方法 （割当予定先）	第三者割当ての方法によって割り当てます。 Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 193,140個 MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC 20,880個 BEMAP Master Fund Ltd. 46,980個
(8) 本新株予約権の 行使期間	2026年7月23日から2029年7月22日まで。
(9) 譲渡制限及び 行使数量制限の内容	譲渡制限については該当事項ありません。 但し、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の当社以外の第 三者に対する譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとし る旨が定められる予定です。 当社と割当予定先は、本新株予約権について、東証の定める有価証券 上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項まで の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱い に関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割 当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、 本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に 係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。

<p>(10) そ の 他</p>	<p>当社は、割当予定先との間で、有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む、本新株予約権買取契約を締結する予定です。</p> <p>(1) 制限超過行使の禁止</p> <p>① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2026年7月22日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行かせない。</p> <p>② 割当予定先は、下記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができない。</p> <p>(i) 当社の普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等(以下「合併等」という。)が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間</p> <p>(ii) 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間</p> <p>(iii) 当社の普通株式が、上場されている金融商品取引所において監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間</p> <p>(iv) 本新株予約権の行使価額が、発行決議が行われた日の東証における発行会社普通株式の普通取引の終値以上である場合(なお、株式分割等が行われた場合、割当予定先は、当社と協議の上で本項の基準となる東証終値を公正かつ合理的に調整するものとする。)</p> <p>(v) 本新株予約権の行使期間の最終2ヶ月間</p> <p>③ 割当予定先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当該行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。</p> <p>④ 本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定であり、割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとする。</p> <p>(2) 当社による行使停止</p> <p>当社は、本社債が全て償還された日以降、1週間前までに本新株予約権者に通知することによって、当社の裁量により、本新株予約権の行使を停止し、その後、当社の裁量により、停止を解除し行使の再開を許可することができる。</p> <p>(3) 当社による本新株予約権の買戻し</p> <p>本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本社債が全て償還された日以降、1か月前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当</p>
-------------------	--

	<p>額で取得することができる。</p> <p>(4) 当社によるファイナンスに係る割当予定先の事前同意</p> <p>当社は、本社債が全て償還される日までの間、(割当予定先又は割当予定先の関連会社を相手方とする場合を除き)株式(優先株、普通株、その他の種類を問わない。)、株式に転換可能な金融商品(転換社債、新株予約権、ワラントを含むがこれらに限定されない。)、匿名組合持分、持分会社持分、組合持分、又はその他の関連形態の持分や資本を含むがこれらに限定されない、あらゆる形態の株式(又は株式類似の)商品及び株式に転換可能な証券の募集、売出し、第三者割当又は発行(M&A、役職員向け株式報酬又はストックオプションの発行は除外する。)について、割当予定先の事前の書面による同意を得ることなく実施又は実施することについて公表しないことを誓約する予定である。</p> <p>本新株予約権の発行に伴い、当社株主であるWowoo Pte.Ltd.は、その保有する当社普通株式の一部についてLCAO、MAP246及びBEMAPへの貸株を行う予定です(契約期間:2026年7月6日~2029年7月22日、貸借株数(上限):それぞれ2,220,000株、240,000株及び540,000株、貸借料:年率0%、担保:無し)。</p>
--	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当社グループは、金融サービス事業、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業、ゲーム事業、ヘルスケア事業及びWeb3事業を主な事業領域として展開しております。当社は、不動産・金融事業を基盤としながら、上場企業等に対する資金調達支援、投融資、エクイティ投資、Web3領域における事業開発支援、暗号資産関連ビジネス等を推進しており、グループ全体として収益機会の拡大、財務基盤の強化及び中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

当社グループの足元の業績につきましては、2026年8月期中間連結会計期間において、売上高1,172百万円、経常利益3,111百万円、親会社株主に帰属する中間純利益2,567百万円を計上しており、前連結会計年度に引き続き、経常利益及び親会社株主に帰属する純利益の黒字化を実現しております。また、純資産額は9,672百万円、自己資本比率は64.3%となり、財務基盤についても一定の改善が進んでおります。

特に、Web3事業につきましては、当中間連結会計期間より新たに報告セグメントとして追加されており、暗号資産ディーリング事業及びWeb3コンサルティング事業を中心に、当社グループの収益改善に寄与しております。当社としては、Web3技術を活用した新規事業開発、トークン設計、システム開発、コミュニティ運営支援等を一気通貫で提供するWeb3領域における企業向けコンサルティング事業を本格的に推進するとともに、当社グループが支援・保有する暗号資産、エンターテインメント領域におけるプロダクト開発、ブロックチェーン技術を活用したスポンサーシップモデル等を通じて、金融サービス事業及びエンターテインメント領域との相互連携による収益機会の創出を図っております。

なお、暗号資産ディーリング事業につきましては、金融サービス事業からWeb3事業へ区分変更を行っております。暗号資産ディーリング事業については、2026年7月6日付「暗号資産ディーリング事業の撤退に関するお知らせ」の適時開示にて公表しましたとおり、今後の事業性、収益性、リスク管理体制、および内部管理体制の維持・強化に係るコスト等を総合的に勘案した結果、中長期的な企業価値および株主価値の向上のためには、優先度の高い既存事業や成長分野へ集中させることが最善であると判断し、暗号資産ディーリング事業から撤退することを決定しております。

当社グループは、足元で経常利益及び親会社株主に帰属する純利益の黒字化を実現しているものの、既存事業の一部においては引き続き収益改善の途上にあり、また、複数の事業領域を並行して展開していることから、各事業の安定運営、財務体質の改善及び成長投資を継続するためには、一定規模の資金を機動的かつ確実に確保することが必要であります。

当社グループの各事業の状況に関して、サイバーセキュリティ事業につきましては、当社の連結子会社であるネクスト・セキュリティ株式会社が主力の製品に係る大型の新規複数年契約案件の受注、中小企業向けコンサルティング案件の開始、販売店向けエンドポイント製品の販売等により、受注拡大に向けた営業基盤の構築を進めておりますが、2026年7月1日付「連結子会社の異動（株式譲渡）に関する基本合意書締結のお知らせ」のとおり、ネクスト・セキュリティ株式会社の当社保有株式すべてを、ReYuu Japan株式会社に譲渡することに関し、今後実施されるDD（デューデリジェンス）の結果及び最終契約に向けた協議等を前提とする基本合意書を締結しております。ネクスト・セキュリティ株式会社が展開するサイバーセキュリティ事業の今後の成長戦略について慎重に検討を重ねた結果、同領域のサービス強化を企図し強固な法人顧客基盤を持つReYuu Japan社へ全株式を譲渡することが、同社の事業基盤の強化および今後の成長において最善の選択であると判断しております。

空間プロデュース事業につきましては、宿泊施設の運営、飲食店舗の運営、イベントスペースの利活用等を通じて、インバウンド需要の取り込み及び施設価値の向上に取り組んでおります。ナイトクラブの運営については、従来型の店舗運営に加え、店舗スペースの貸し出し等による施設活用を進めております。

ゲーム事業につきましては、当社子会社のクレーンゲームジャパン株式会社が運営するオンラインクレーンゲーム「クレマス」を中核として、YouTuberやインフルエンサーとのコラボレーション、限

定商品の販売、オンラインクレーンゲーム事業のフランチャイズ展開に向けた施策を進めております。また、NFT景品に特化したオンラインクレーンゲームのBtoB販売や、デジタル景品の導入、ブロックチェーン技術の活用を通じて、提供商品の差別化を図っております。

ヘルスケア事業につきましては、当社子会社の株式会社エムワンが医療部外品の開発、卸売り、販売等を行っており、自社ECサイト、テレビショッピング、大手ショッピングチャンネル等を通じて、薬用育毛ローション「M-1シリーズ」の販売活動を行うとともに、代理店営業の強化による販路拡大に努めております。

金融サービス事業につきましては、上場企業等に対するファイナンシャル・アドバイザー業務、資金調達支援、投融資及びエクイティファイナンスに関連する取引の構築を行っております。当社は、上場企業等の資金需要を捉え、自己資金を活用した投資・支援を機動的に実施することにより、アドバイザー収益、投融資収益、キャピタルゲイン等の獲得機会を拡大できるものと考えております。

加えて、当社グループは、今後の成長領域として、AIデータセンター、フィジカルAIロボット事業等の新規事業領域への取り組みを強化していく方針です。生成AI、AIエージェント、ロボティクス、データセンター関連需要の拡大を背景として、AIインフラ及びAIを活用した実体経済領域における事業機会は今後も拡大していくものと考えております。当社としては、金融サービス事業、Web3事業及び既存の事業開発ノウハウを活用し、AIデータセンター関連事業、フィジカルAIロボット事業その他のAI関連領域において、事業投資、業務提携、共同事業開発等を機動的に実行することで、新たな収益機会の創出を図ってまいります。

また、当社グループは、エンターテインメント領域における新規収益機会の創出にも取り組んでおります。特に、格闘技案件に関する特定プロジェクトについては、イベント興行、スポンサーシップ、コンテンツ展開、デジタルマーケティング、Web3・トークンエコノミーとの連携等により、リアルイベントとデジタル領域を組み合わせた新たな収益モデルの構築が期待されるものと考えております。当社としては、当該特定プロジェクトに対する投融資を通じて、金融サービス事業及びWeb3事業とのシナジーを創出し、投資収益の獲得及び当社グループの企業価値向上を目指してまいります。

このような状況のもと、当社としては、既存の第19回新株予約権による資金調達の進捗が限定的である状況を踏まえつつも、当社グループの運転資金、中長期的な成長に資する投資機会を機動的に捉えるため、国内外の成長企業、上場企業、AI関連企業、スペース関連企業その他の成長領域に属する企業・事業への新規事業強化資金、及び事業会社などに対する投融資資金を適時に確保する必要があります。特に、複数の事業領域を並行して展開する当社グループにおいては、既存事業の安定運営に必要な資金に加え、AI関連領域及びエンターテインメント領域における成長投資機会を機動的に捉えるための資金を確保することが、今後の収益基盤の強化及び企業価値向上に不可欠であると考えております。

そこで、当社は、今回の資金調達において、無担保普通社債及び行使価額修正条項付新株予約権、いわゆるMSワラントを組み合わせたスキームを採用することといたしました。本スキームは、無担保普通社債の発行により、発行時点において一定額の資金を確保できることに加え、MSワラントについては、株価動向に応じて行使価額が修正される設計とすることで、固定行使価額型の新株予約権と比較して、株価が当初行使価額を下回る局面においても行使が進む可能性を高めることができるものです。

また、本MSワラントについては、割当予定先による一定の行使コミットを付すことを予定しており、初期段階及び中間段階における行使数量及び行使時期を一定程度可視化することで、当社における資金調達の蓋然性を高める設計としております。さらに、割当予定先による行使を円滑に進めるため、一定数の貸株を前提とすることにより、割当予定先におけるリスクヘッジ及び流動性確保を可能とし、行使促進に資する仕組みとしております。

加えて、本スキームでは、MSワラントの行使に伴う払込金額の一部を、無担保普通社債の償還に充当する設計を予定しております。これにより、当社は普通社債により当初必要となる資金を確保しつ

つ、その後のMSワラントの行使進捗に応じて社債残高を段階的に圧縮することが可能となります。したがって、本スキームは、当初資金の確保と、株価動向に応じた段階的なエクイティ性資金の調達を組み合わせるものであり、固定行使価額型の第19回新株予約権のみに依拠する場合と比較して、資金調達の実現可能性及び機動性が高い手法であると判断しております。

当社グループの財政状態及び今後の資金需要を踏まえると、銀行借入等の間接金融については、与信枠、借入コスト、財務制限、既存借入との関係等の観点から、当社の必要とする規模及びタイミングでの資金調達が困難となる可能性があります。また、公募増資についても、当社の時価総額、株式流動性、市場環境、準備期間等を勘案すると、機動的かつ十分な資金調達手段としては適切ではないと考えております。これに対して、本スキームは、普通社債により一定額の資金を早期に確保しつつ、MSワラントの行使を通じて段階的に資本金を調達することが可能であり、当社の現在の資金ニーズ及び資本政策上の要請に合致するものです。

本資金調達により調達する資金の具体的な用途としては、①運転資金、②M&A、上場企業などへの投資資金、③事業会社等に対する投融資資金、④社債返済資金、⑤借入金返済を想定しております。

当社は、2026年2月10日付で発行した第19回新株予約権について、当初予定していた資金用途への充当を企図しておりましたが、株価動向、市場環境及び割当先の投資判断等の影響により、現時点において行使による資金調達の進捗は限定的な状況にあります。このため、当社は、残存する第19回新株予約権の一部を取得及び消却したうえで、当社グループの足元の資金需要及び成長投資機会に対応するため、改めて機動的かつ確実性の高い資金調達を行うことが必要であると判断いたしました。

①運転資金につきましては、当社グループの既存事業を継続的かつ安定的に運営するための人件費、外注費、システム関連費用、販売促進費、専門家費用その他の一般管理費等に充当する予定です。第19回新株予約権の行使による資金調達が当初想定どおりに進捗していないことを踏まえ、既存事業の運営に必要な資金を確保し、当社グループの資金繰りの安定化及び事業基盤の維持・強化を図ってまいります。

②M&A、上場企業などへの投資資金につきましては、当社グループの中長期的な成長に資する投資機会を機動的に捉えるため、国内外の成長企業、上場企業、AI関連企業、スペース関連企業その他の成長領域に属する企業・事業への出資、株式取得、業務提携、共同事業開発等に充当する予定です。当社は、金融サービス事業及び投資関連事業における知見を活用し、成長性の高い領域への投資を通じて、投資収益の獲得及び当社グループの企業価値向上を目指してまいります。

③事業会社等に対する投融資資金につきましては、当社グループの既存事業とのシナジーが見込まれる事業会社、成長資金を必要とする企業、当社グループによる支援・連携が可能な企業等に対する貸付、出資、社債引受その他の投融資に充当する予定です。当社は、これらの投融資を通じて、金融サービス事業における収益機会の拡大、投融資先との事業連携、及び中長期的な収益基盤の強化を図ってまいります。

以上のとおり、本資金調達は、第19回新株予約権による資金調達の進捗が限定的である状況を踏まえ、残存する第19回新株予約権の一部を取得及び消却したうえで、当社グループの既存事業の安定運営、成長領域への投資、並びに事業会社等に対する投融資を着実に実行するために行うものであります。当社は、調達資金を上記各用途に適切に充当することにより、資金繰りの安定化、収益機会の拡大及び中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

本資金調達は、既存の第19回新株予約権による資金調達の進捗が限定的である状況を踏まえ、当該第19回新株予約権を取得及び消却したうえで、当社グループの既存事業の安定運営、中長期的な成長に資する投資機会を機動的に捉えるための新規事業強化、並びに事業会社などに対する投融資資金を着実に実行するために行うことを決定いたしました。今回採用する無担保普通社債及びMSワラントを組み合わせたスキームは、普通社債による当初資金の確保と、行使価額修正条項及び行使コミットを備えたMSワラントによる段階的な資金調達を組み合わせることで、従前の固定行使価額型新株予約権と比較して資金調達の蓋然性を高めるものであり、現時点において当社の資金ニーズを満たす適切な

資金調達手法であると判断しております。

本資金調達は、既存株主の皆様に対して一定の希薄化を伴うものではありませんが、調達資金を上記各使途に適切に充当することにより、当社グループの資金繰りの安定化、既存事業の安定運営、新規事業領域における収益機会の拡大及び中長期的な企業価値の向上に資するものと考えております。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

本資金調達の特徴として、割当予定先に対して、本新株予約権の発行と同時に本社債を発行するところ、本社債の発行により、本新株予約権の行使を待たずに当社が即時に一定の資金を調達することができるとともに、その後の本新株予約権の行使による払込代金により、追加での資金調達を行う仕組みとなっております。本社債の発行は本新株予約権の発行との組み合わせで機能するものであり、本社債の償還には、原則として割当予定先による本新株予約権の行使代金が充当され、割当予定先は、本新株予約権の行使代金の累計額が各本社債の額面金額(1,000万円)の整数倍に達するごとに繰上償還請求を行い、当社はそれに応じて償還を行う予定です。

本新株予約権及び本社債の概要は以下のとおりです。

<本新株予約権>

当社が割当予定先に対して行使期間を3年間とする本新株予約権261,000個を発行し、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は26,100,000株です。

本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。

また、当社が割当予定先との間で金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結予定の本新株予約権買取契約において、当社が不行使期間の指定を行うことができる旨が定められる予定であり、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲を超えての行使を行わせないようにすることが可能となる予定です。

本新株予約権の行使価額は、2026年7月22日以降、本新株予約権の行使期間の満了日(2029年7月22日)まで、各修正日の属する週の前週の最終取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、上記の計算により修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、2026年7月23日に本新株予約権の行使請求の通知が行われた場合は、行使価額は当初行使価額である92円とします。なお、行使価額の修正日を行使期間開始日の翌日といたしましたのは、割当予定先の手続き上の理由によります。

本新株予約権を行使価額修正条項付としたのは、行使価額を固定とした場合、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できないリスクを回避するためであり、また株価下落時においても行使価額が下限行使価額を上回る限りにおいては、行使価額が修正された方が、割当予定先による本新株予約権の行使が期待され、当社の予定する資金調達を円滑に行うことが可能となると判断したためです。

本新株予約権の行使価額の修正頻度を日次ではなく週次としたのは、割当予定先による行使の蓋然性を一定程度確保するためであり、週次の行使価額修正にかかわる参照株価につきましては、特定の曜日の終値とするよりも一般的であり、行使連絡の取次にかかわる手続上最も平明であると考えられる各週の最終取引日の終値を修正基準日として設定しております。なお、修正基準日に係る修正後の価額が、行使請求日の直前取引日の東証における当社の普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額を下回る可能性があります。行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。

(3) 本資金調達の特徴

本資金調達のうち、本社債及び本新株予約権による資金調達のスキーム(以下「本スキーム」とい

ます。)による資金調達方法は、割当予定先に対して本社債を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに当社が即時に一定の資金を調達するものです。また、本社債と同時に割当予定先に対して発行される本新株予約権が行使されることにより、追加的に資本性の資金が調達されます。

本スキームは以下の特徴を有しております。当社は、現状の株式市場の状況及び資金使途に鑑み、社債による一定の資金の確保と新株予約権行使による資金調達を組み合わせた本スキームが当社に適した調達手法であると考え、本スキームによる資金調達を実施することを決定いたしました。

<メリット>

① 当初における一定の資金の調達

本社債の発行により、本社債の発行時に一定の資金を調達することが可能となっております。

② 対象株式数の固定

修正条項付転換社債型新株予約権付社債を発行した場合、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しませんが、本資金調達においては、修正条項付転換社債型新株予約権付社債は発行せず、株式への転換による希薄化が生じない本社債を発行いたします。本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される26,100,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項にしたがって調整されることがあります。

③ 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本社債が全て償還された日以降、1か月前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合等、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できるほか、資本政策の柔軟性が確保できます。

④ 行使停止条項

本新株予約権買取契約において、行使停止条項が定められる予定です。当社は、本社債が全て償還された日以降、1週間前までに本新株予約権者に通知することによって、当社の裁量により、本新株予約権の行使を停止し、その後、当社の裁量により、停止を解除し行使の再開を許可することが可能であるため、株式発行による需給悪化懸念に一定の配慮をした設計となっております。なお、本新株予約権の行使を停止すること及びその後停止を解除し行使の再開を許可することを決定した場合は適時適切に開示いたします。

⑤ 譲渡制限

本新株予約権買取契約において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権買取契約において譲渡制限が付される予定であり、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑥ 株価上昇時の資金調達額増加の可能性があること

本新株予約権は、株価に連動して行使価額が修正され、また、行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には当社の資金調達額が増加する可能性があります。

⑦ 割当予定先による市場売却の制限

本新株予約権買取契約において、割当予定先は、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家(以下「海外機関投資家」といいます。)であると合理的に認識している海外機関投資家に対して、本新株予約権の行使により取得した当社株式を市場外で売却していく意向である旨を表明する予定であり、割当予定先が当社株式を証券取引所市場内で

売却するには、当社が契約違反の状態にある場合等一定の例外的な場合を除き、当社の事前の承諾が必要となります。

⑧ 本新株予約権の行使により負債負担が軽減されること

本社債の発行は本新株予約権の発行との組み合わせで機能するものであり、割当予定先は、本新株予約権の行使代金の累計額が各本社債の額面金額(1,000万円)の整数倍に達するごとに繰上償還請求を行う権利を有し、割当予定先から繰上償還請求がなされた場合に、当社はそれに応じて償還を行う予定です。本新株予約権が行使された場合、本社債の繰上償還によって本社債の償還が行われるため、本社債発行によって増加した負債は減少することになります。

<デメリット>

① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される26,100,000株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため議決権行使に係る希薄化が生じます。

② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみでの契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

③ 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合等では、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

また、株価が当初行使価額を下回る状況では、仮に行使がなされたとしても、資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

④ 本社債については、本新株予約権の行使が進まない場合でも償還期日までに償還を行う必要があり、その場合当該償還に係る資金が必要となります。

<他の資金調達方法との比較>

当社が本スキームによる資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は、主に以下のとおりです。

① 公募増資

公募増資では、一時に資金を調達できる反面、同時に将来の1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右され、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。

④ 第三者割当による新株式発行

第三者割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、必要資金の全額を新株式の発行で調達することは、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

⑤ 金融機関からの借入れ

当社の現在の財務状況を踏まえると、金額の多寡にかかわらず、融資を引受け可能な金融機関を見つけることは困難です。そのため、当社は、金融機関からの借入れを資金調達の選択肢とすることはできません。また、仮に実現したとしても、金利の負担が生じることや調達資金額が全額負債となることに鑑みると、財務の健全性維持の観点から、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑥ 修正条項付転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は一時に資金を調達できる反面、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなりますが、転換を促進するため修正条項を付した場合、修正条項付転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が懸念されます。

⑦ 第三者割当による行使価額固定型新株予約権の発行

行使価額固定型新株予約権については、株価が行使価額を下回っている場合は原則行使が行われず、資金調達が実現しないリスクがあります。そのため、現在の財務状況を勘案すると、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、社債と同時に行使価額固定型新株予約権を発行した場合、市場環境によって株価が下落した際には社債の償還原資の調達目途が付かなくなり、財務健全性が著しく損なわれます。したがって、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

これらに対し、本スキームによる資金調達方法は、①資金の一部が即座に調達可能となること、②本新株予約権行使により資本性資金が調達可能となること、③本新株予約権の行使が進めば、追加の資金調達が可能となり得ること、④将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはないこと等の特徴を有しています。

当社が割当先に対して本社債及び本新株予約権を発行することにより、本社債及び本新株予約権の発行時において即時に、予定する金額の一部を確実に調達することが可能となります。なお、本新株予約権が行使されることにより、資本性資金が調達されるとともに、当該行使による金額を本社債の償還に充当することで、負債が減少します。さらに、本新株予約権の行使が進めば、追加の資本性資金調達が可能となり、社債償還以外の資金使途に使用可能となり得ます。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本スキームによる資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも当社の希望する資金調達を達成し得る望ましいものであり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
2,414,250,000	141,887,500	2,272,362,500

- (注) 1. 払込金額の総額は、第20回新株予約権証券の発行価額の総額13,050,000円、第20回新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の総額2,401,200,000円を加えた額です。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、資本金の増加の登記にかかる登録免許税等約15,525千

円、株式会社渋谷国際会計事務（東京都渋谷区富ヶ谷2丁目1番11号、代表取締役安部 啓史）（以下「渋谷国際会計」といいます。）に対する新株予約権の算定費用1,500千円。同社への有価証券届出書等作成支援費用3,500千円、外部調査機関に対する割当先の信用調査費用として650千円、永田町リーガルアドバイザー株式会社（所在地：東京都千代田区平河町二丁目16番2号、代表者：加陽麻里布 以下「永田町リーガルアドバイザー」といいます。）に対する割当予定先の紹介手数料及びファイナンシャル・アドバイザー費120,712千円を見込んでおります。紹介手数料及びファイナンシャル・アドバイザー費は新株予約権による調達額が手数料の算出に含まれることから、調達金額に応じて、その費用も変動いたします。なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。なお、永田町リーガルアドバイザーは、M&A案件のDD（デューデリジェンス）業務を委託するなど以前から案件ベースに取引関係もあった経緯から先般の資金調達に関する状況も相談しており、直近の当社株価が第19回新株予約権の行使価額を下回る状況が継続しており、同新株予約権による資金調達が当初想定どおりに進捗していないことについて協議を行ってまいりました。協議の中で、永田町リーガルアドバイザーより、当社の経営環境及び今後の事業方針等を十分理解し、投資検討できる投資家の紹介の可能性も示唆いただき、ファイナンシャル・アドバイザー契約を締結しています。当該契約内容に関しては、永田町リーガルアドバイザーの紹介先投資家が当社の増資の引き受けを行い、当社側の調達が成約したのちに成功報酬を支払う手数料体系となっており、永田町リーガルアドバイザーより契約締結時に条件提示を受けて、相互に合意しております。

3. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。その際には投資対象事業のリスケジュールリング及び手元資金又は別途第三者割当等による調達による充当を想定しております。

（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本第三者割当による差引手取概算額の具体的な使途及び支出予定時期については、下表のとおり計画しております。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 運転資金	300	2026年7月～2027年7月
② M&A、上場企業などへの投資資金	800	2026年7月～2029年7月
③ 事業会社などに対する投融資資金	552	2026年7月～2029年7月
④ 社債返済資金	200	2026年7月～2027年7月
⑤ 借入金返済	420	2026年7月～2027年11月
合計	2,272	

（注） 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の用途又は金額を変更する可能性があります。資金の用途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
3. 資金用途は、記載の優先順位にて充当する予定です。なお、新株予約権の行使が思うように進まず充当が進まない場合には、資金用途の見直し及び別途の資金調達の可能性がございます。

本第三者割当により調達される手取金の用途のより具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

① 運転資金

運転資金につきましては、当社グループの既存事業を継続的に運営するための人件費、外注費、システム関連費用、販売促進費、専門家費用、支払手数料、地代家賃、その他一般管理費等に充当する予定です。

当社連結グループにおける2025年8月期の連結業績は、売上高1,109,625千円、営業損失△922,394千円、経常利益781,288千円、親会社株主に帰属する当期純利益526,527千円（営業活動によるキャッシュ・フロー△232,549千円、投資活動によるキャッシュ・フロー△131,815千円、財務活動によるキャッシュ・フロー668,134千円）となり、また、2026年8月期中間連結会計期間においても、売上高1,172,789千円、営業損失△1,053,200千円、経常利益3,111,389千円、親会社株主に帰属する中間純利益2,567,902千円（営業活動によるキャッシュ・フロー△1,123,559千円、投資活動によるキャッシュ・フロー473,084千円、財務活動によるキャッシュ・フロー718,149千円）を計上しており、損益面では一定の収益改善が進捗しております。

一方で、当社グループの収益は、暗号資産や有価証券の売却益等を含む金融・投資関連収益の影響を受ける部分があり、安定的かつ継続的な営業キャッシュ・フローの確立については、現在も各事業の収益基盤強化と並行して取り組んでいる段階にあります。また、2025年8月期においては、暗号資産の取得による支出654,250千円、有価証券の取得による支出1,827,766千円、短期借入金の返済による支出4,336,558千円など、事業推進、投資活動及び財務活動に伴う相応の資金支出が発生しております。

さらに、2026年8月期中間連結会計期間においては、経常利益及び親会社株主に帰属する中間純利益は大きく改善しているものの、当社グループは複数の事業領域を並行して展開しており、金融サービス事業、Web3事業、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業、ゲーム事業及びヘルスケア事業において、事業運営に必要な人件費、外注費、システム関連費用、販売促進費、専門家費用その他の固定的・継続的な支出が発生しております。キャッシュ・フローの継続的な黒字を目指してはおりますが、安定的かつ継続的なキャッシュ・フローの確立については現在も事業の推進と併行して従事しているところであり、そのため、現状の資金繰りの状況に加えて、既存借入金の返済、子会社における給与支払及び諸経費の支払等も継続して発生するため、短期的な資金繰りの安定性を確保する必要があります。

このような状況を踏まえ、当社としては、損益面での黒字化及び財務基盤の改善が進捗している一方で、各事業の安定運営及び収益基盤の強化を継続するためには、手元流動性を確保し、運転資金を適時に補填することが不可欠であると判断しております。そのため、本資金調達により調達する資金のうち普通社債による調達分を含め500百万円を、当社グループの人件費、外注費、システム関連費用、販売促進費、専門家費用、子会社への給与支払及び諸経費等の運転資金に充当する予定です。

② M&A、上場企業などへの投資資金

当社は、当社グループの事業領域においてシナジーが見込める企業等に対するM&A、資本業務提携及び投融資を実施することにより、グループ全体の収益基盤の拡大及び企業価値の向上を目指しております。M&A、資本業務提携又は投融資の対象としては、上場企業を含む国内外の企業を想定しており、当社の企業規模、対象会社の事業内容、企業規模、売上規模、成長可能性、当社の財務状況及び投資計画、並びに当社グループの既存事業又は今後注力する事業領域とのシナジー等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される案件については、積極的に検討していく方針です。

本第三者割当により調達した資金のうち、本新株予約権の発行及び行使により調達した資金のうち800百万円を本資金使途に充当する予定です。

現在、当社は、上場企業、その他の成長分野に属する企業を中心に、複数の投資候補案件について継続的に情報収集、初期的検討及び協議を行っております。投資候補案件としては、上場企業における第三者割当増資、成長企業への資本参加、事業提携を前提とした出資、又は将来的なM&Aを見据えた投融資案件等を想定しており、1件当たりの投資金額は概ね1億円から5億円程度、案件の規模及び戦略的重要性によっては最大で約10億円程度を想定しております。投資額に関しては、本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を前提にしており、それに合わせて金額も適切に調整し、投資実行を行っていく予定です。

なお、現時点において、当社は2025年12月29日付PR情報「第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の引き受けに関するお知らせ」にて公表のとおり、ウインテスト株式会社（証券コード：6721）が発行した第13回新株予約権（調達資金額：約7億円）の引き受け、また株式会社倉元製作所（証券コード：5216）が発行した新株式及び新株予約権を引き受けております。

上場企業における第三者割当増資に関しては、同様のケースとして、株式及び新株予約権の引き受けをベースとした案件での交渉が進行しています。進捗状況としては、協議中の案件が7～8件あり、すでに対象先との協議がほぼ終了し、当社としては実行待機の段階である案件が1社あたり2～5億円規模で5件、5～10億円規模で1件が現在は進行しております。投資額に関しては、本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を実行の前提にしており、それに合わせて投資金額も減額あるいは別の協業先との共同投資など適切にスキームなども調整しながら、投資実行を行っていく予定です。

今後、具体的な資金使途、投資対象、投資金額その他開示すべき事項が確定した場合には、法令及び金融商品取引所の規則に従い、適時適切に開示してまいります。

③ 事業会社などに対する投融資資金

当社は、当社グループの事業領域においてシナジーが見込める企業等に対するM&A、資本業務提携及び投融資を通じて、グループ全体の収益基盤の拡大及び企業価値の向上を目指しております。

今回、第三者割当により調達する資金の具体的な使途として、上記「②M&A、上場企業などへの投資資金」に充当することを予定しておりますが、当社が検討する案件の中には、株式取得、第三者割当増資の引受け、資本業務提携又はM&Aを前提とするものに加え、案件の内容、対象会社の資金需要、資本政策、当社との事業上の連携可能性及び投資リターン等を総合的に勘案した結果、エクイティ・ファイナンスではなく、デットファイナンスによる支援型のスキームがより効果的であると判断される案件も含まれております。

具体的には、上場企業又は未上場企業に対する事業資金、成長投資資金、資本政策上の資金需要等に対応するための融資、上場株式等を担保とする融資、又は将来的な資本業務提携、株式取得、M&Aその他の投資機会につながることを見据えた先行的な投融資等を想定しております。これらのデットファイナンスによる支援については、単なる資金提供にとどまらず、当社グループとの事業連携、将来的な出資又はM&Aの可能性、投資回収可能性、担保・保証その他の保全措置、対象会社の財務状況及び信用力等を慎重に検討したうえで実行する方針です。

当該投融資対象案件については、上場企業を含む国内外の企業を対象として検討しており、当社の企業規模、対象会社の事業内容、企業規模、売上規模、成長可能性、当社の財務状況及び投資計画、当社グループの既存事業又は今後注力する事業領域とのシナジー、並びに投資リターン及びリスク等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される案件については、積極的に取り組んでいく方針です。

本第三者割当により調達した資金のうち、本新株予約権の発行及び行使により調達した資金のうち552百万円を本資金使途に充当する予定です。

なお、現在時点において、融資候補案件としては、約5件の案件を継続的に対象として検討及び協議を行っております。案件の進捗状況としては、協議が相当程度進捗し実行前の段階にある案件、又は主要な条件面の協議が概ね終了し実行可能性が高まっている案件が1件から3件程度あります。融資候補先については、当社グループ事業との連携可能性が見込まれる上場企業及び未上場企業を想定しており、1件当たりの融資金額は概ね3億円から5億円程度、案件の規模、担保・保全状況、事業上の重要性及び期待リターンによっては最大で約10億円程度を想定しております。融資対象先との協議がほぼ終了し、当社としては実行待機の段階である案件については、本件の調達状況や融資対象先との関係性も踏まえて実行を行ってまいります。融資額に関しては、

本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を融資の前提にしており、それに合わせて融資金額を減額あるいは融資案件の実行を最終するの可否かの選択も図りながら、融資実行を行っていく予定です。

今後、具体的な資金使途、融資対象、融資金額その他開示すべき事項が確定した場合には、法令及び金融商品取引所の規則に従い、適時適切に開示してまいります。

④ 社債返済資金

当社は、割当予定先に対し、額面総額200百万円の無担保普通社債(本社債)を発行いたします。払込期日を2026年7月22日とし、償還期日を2027年7月21日と設定しており、本社債の発行は本新株予約権の発行と同時にされるもので本新株予約権の発行との組み合わせで機能する設計となっております。

本資金調達により調達する資金のうち、①運転資金の300百万円、普通社債による調達分200百万円を含め500百万円を、当社グループの人件費、外注費、システム関連費用、販売促進費、専門家費用、子会社への給与支払及び諸経費等の運転資金に充当する予定です。

本社債の償還には、原則として割当予定先による本新株予約権の行使代金が充当され、割当予定先は、本新株予約権の行使代金の累計額が各本社債の額面金額(1,000万円)又はその整数倍に達するごとに繰上償還請求を行い、当社はそれに応じて償還を行っていく予定です。

⑤ 借入金返済

本第三者割当により調達する資金のうち420百万円については、当社の資金繰りを鑑み、金融機関などによる借入れによる返済やまた現状における事業収益等からの捻出による当社自身の自己資金による借入金の返済は困難であると予測し、本第三者割当により調達する資金による返済期限が到来する下表の借入金の返済に充当いたします。なお、当該借入金の資金使途は運転資金の名目で借入しており、期日前返済も検討し、利息による出費を抑える方針で返済を予定しております。金融機関以外の第三者からの借入については、前年度よりのエクイティファイナンスの実施によって資金調達もしながら、今後における事業展開のための運転資金確保に機動的かつ確実な資金調達手段を適宜検討しているなか、当社ともビジネス上の関係がある先、また以前から当社と懇意先に資金の借入を相談し、当社の事業に対する理解もあり、借入れについて承諾いただき、借入れを行っております経緯です。今回、借入金返済資金として返済する対象先3社については、現状における事業収益等からの捻出による当社自身の返済が困難である予測と借入先と当社の関係上で、返済期日までの返済優先であることを増資資金(本新株予約権の行使により調達する資金)で充当することで、借入先からの信用の担保にもなることから返済対象先として挙げております。なお、返済の順序につきましては、本新株予約権の行使により調達する資金から返済に充当先で分けており、一部の期日延長予定で調整中も勘案して、最終返済日の早い順位に予定しております。予定する返済先に関して返済期日から新たに借り換えを行うなどの場合には、借り換えた先の返済に充当していきます。下記、借入金の「利息残高」に関しては、2026年5月31日時点での借入残高に2026年5月31日時点の利率を掛けて算出した金額になります。

1) 借入金(300百万円)

借入先	相手先のご意向により非開示とさせていただきます。
借入実行日	2025年12月11日
最終返済期日	2026年6月10日 ※期日延長予定で調整中
当初借入金額	300百万円
利率	15%
2026年5月31日利息残高	1百万円
担保	なし
資金使途	運転資金

2026年5月31日借入残高	300百万円
----------------	--------

2) 借入金(40百万円)

借入先	T&P税理士法人（代表社員 税理士 豊崎 修）
借入実行日	2025年1月29日
最終返済期日	2026年10月28日
当初借入金額	40百万円
利率	10%
2026年5月31日利息残高	5百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2026年5月31日借入残高	40百万円

(注) 借入先のT&P税理士法人は、当社の監査役が代表社員を務めております。

3) 借入金(80百万円)

借入先	相手先のご意向により非開示とさせていただきます。
借入実行日	2026年6月2日
最終返済期日	2026年11月30日
当初借入金額	80百万円
利率	12%
2026年5月31日利息残高	0百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2026年5月31日借入残高	0百万円

当社は、当該における第三者割当増資資金の活用によって、収益構造の改革、事業基盤の安定化を図ると同時に、現在の戦略に基づく事業構築の動きを確実に行うことで、当社の将来的な企業価値向上を確実にしていくことで、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの方々のご期待に応えていけるものと考えております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、持続的な経営の安定化を行い、自己資本比率の改善が期待できることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定

められる諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である渋谷国際会計に依頼しました。渋谷国際会計は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年7月3日)の市場環境を考慮し、当社の株価(発行決議日直前取引日の東証終値)、ボラティリティ(81.27%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利率(1.553%)等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、本新株予約権の評価を実施しました。当社は、当該評価機関が上記前提条件を基に算定した評価額(新株予約権1個当たり50円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該評価額と同額の本新株予約権の1個の払込金額を50円としています。

また、割当予定先と協議の上、本新株予約権の行使蓋然性を確保するため、本新株予約権の当初行使価額は発行決議日の直前取引日の終値であります。その後の行使価額は、本新株予約権の修正日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である46円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の当社普通株式の終値の50%に相当する金額で設定されております。当社は、かかる行使価額は、本新株予約権の発行規模や当社株式の流動性等を踏まえて割当予定先と協議を行った結果、合意に至ったものであり、合理的な条件であると考えております。また、当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、渋谷国際会計が、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定されている本新株予約権の払込価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名全員(うち社外監査役の数:3名)からTFAは、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の発行に伴い増加する潜在株式数は、26,100,000株(議決権数261,000個)となり、2026年2月28日現在の発行済株式総数37,281,119株(議決権数370,462個)に対して、70.01%(議決権比率70.45%)の希薄化が生じます。さらに2026年2月10日付で提出された有価証券届出書に基づく株式数及び新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,392,400株及び39,234,700株の合計41,627,100株を合算した希薄化率は181.67%(議決権比率182.82%)の希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなります。しかしながら、当社は、本資金調達により調達した資金を上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」の資金用途に充てることにより、まず当社における運転資金の充実及び事業資金の確保及び財務基盤の安定化を図っていくことで既存事業における更なる強化と新規事業への挑戦にもつながることから、当社企業価値の向上に資するものと考えており、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数26,100,000株を行使期間である3年間(245日/年営業日で計算)で売却するとした場合の1日当たりの数量35,510株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高688,220株の5.16%であり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対

して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを書面にて確認していることから、本資金調達及ぼす株価への影響は限定的となるよう引受先からも配慮されているものと考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

これらを踏まえ、当社は、本第三者割当によって、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えており、流通株式数数の増加が見込まれるものと判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①LCAO

① 名称	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	
② 所在地	P. O. Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands	
③ 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組成目的	投資	
⑤ 組成日	2013年3月11日	
⑥ 出資の総額	約668百万米ドル (2025年12月31日時点) (注1)	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	Long Corridor Alpha Opportunities Feeder Fund, 100%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	Long Corridor Asset Management Limited
	所在地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	代表者の役職及び氏名	ディレクター：James Xinjun Tu
	事業内容	投資運用業
	資本金	8,427,100香港ドル (157百万円)
⑨ 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
⑩ 当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

②MAP246

① 名称	MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC
② 所在地	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands
③ 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく分離ポートフォリオ会社

		(Segregated Portfolio Company) の分離ポートフォリオ (Segregated Portfolio)
④ 組成目的		投資
⑤ 組成日		2019年8月11日
⑥ 出資の総額		開示の同意を得られていないため、記載していません。(注2)
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要		開示の同意を得られていないため、記載していません。(注2)
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	Long Corridor Asset Management Limited
	所在地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	代表者の役職及び氏名	ディレクター：James Xinjun Tu
	事業内容	投資運用業
	資本金	8,427,100香港ドル (157百万円)
⑨ 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
⑩ 当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

③BEMAP

① 名称		BEMAP Master Fund Ltd.
② 所在地		Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
③ 設立根拠等		ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
④ 組成目的		投資
⑤ 組成日		2017年1月25日
⑥ 出資の総額		開示の同意を得られていないため、記載していません。(注2)
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要		開示の同意を得られていないため、記載していません。(注2)
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	Long Corridor Asset Management Limited
	所在地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	代表者の役職及び氏名	ディレクター：James Xinjun Tu
	事業内容	投資運用業
	資本金	8,427,100香港ドル (157百万円)
⑨ 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職及び	該当事項はありません。

	氏名	
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
⑩ 当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

- (注) 1. 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年7月6日現在におけるものです。
2. 割当予定先であるMAP246及びBEMAPの出資額、主たる出資者及びその出資比率については、LCAO、MAP246及びBEMAPと一任契約を締結し、その運用を行っている香港に所在する機関投資家であるLong Corridor Asset Management Limited (以下「LCAM」といいます。) の Investment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由につきましては、MAP246とLCAM及びBEMAPとの間で締結した秘密保持契約に基づき守秘義務を負っているためと聞いております。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

そのような中で、当社は、クレーンゲームジャパン株式会社の株式取得におけるM&A案件のDD (デューデリジェンス) 業務を委託するなど以前から案件ベースに取引関係もあった経緯から資金調達に関する状況も当社FAである永田町リーガルアドバイザーに相談しており、同社との間で、当社株価が第19回新株予約権の行使価額を下回る状況が継続しているため、同新株予約権による資金調達が当初想定どおりに進捗していないことについて協議を行ってまいりました。

当該協議の中で、当社は、資本政策の機動性および資金調達手段の実効性を確保する観点から、第19回新株予約権を取得・消却したうえで、現在の株価水準および当社の資金需要に即した新たな資金調達手段へ切り替えることについて検討を進めることとなりました。

その検討の過程において、2026年5月上旬、永田町リーガルアドバイザーより、当社の経営環境及び今後の事業方針等を十分理解する分析能力を有し、かつ当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって資金調達ができる可能性が高く、かつ短期間で投資の意思決定をすることが可能な条件を提示できる可能性が高い機関投資家としてLCAMの紹介を受け、LCAMから具体的な提案として、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO、MAP246及びBEMAPに対する第三者割当による本新株予約権発行及び本社債発行の提案を受けました。

なお、永田町リーガルアドバイザーは、当社の先般の資金調達に関する状況も承知しており、直近の当社株価が第19回新株予約権の行使価額を下回る状況が継続しており、同新株予約権による資金調達が当初想定どおりに進捗していないこと、また現在、当社が監査法人不在の状況にあることもLCAM及びLCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO、MAP246及びBEMAPの対しても説明をいただいております。永田町リーガルアドバイザーより、その状況下にあることも説明いただいたうえで、引き受けリスクも勘案して、引き受けることが可能な条件、具体的な提案として、当社は説明を受けております。

① LCAO

LCAOは、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社であり、

当社が必要とする調達金額に対応可能な資金力を有しております。LCAMからの提案の中で、LCAOは株式等への投資実績も豊富であり、当社の事業内容に対する理解やファンダメンタルズ分析に基づいた投資判断を行う姿勢が示されており、当社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、割当先として適切と判断いたしました。

② MAP246

MAP246は、LCAMが一任運用するケイマン籍の分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオの一つであり、柔軟な投資スタイルを特徴としています。MAP246に関しても日本企業への投資経験があり、当社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、MAP246は当社のファイナンス方針に沿った協調的な投資家であり、割当先として適切と判断いたしました。

③ BEMAP

BEMAPもLCAO及びMAP246と同様に、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社であり、株式を含む複数アセットへの投資経験を有しています。BEMAPについては、特に中長期的視点からの資本性資金の提供を重視しており、当社に対しても経営に関与しない純投資スタンスを明確にしていることから、安定的かつ友好的な株主として適切な割当先であると判断いたしました。

上記判断の前提として、当社がLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に対するヒアリングを行ったところ、LCAMは、香港本拠のマルチストラテジーファンドであり、その運用資金の主体は世界的大手機関投資家を含む機関投資家からのものであること、本拠地の香港に加え、東京に拠点をもち、アジアの主要マーケットをカバーした投資プラットフォームを有しており、株式等を中心に様々なアセットクラスに投資し、事業会社に対するファンダメンタルズ分析に基づき投資を検討していること、投資形態は柔軟であり、経営には一切関与しない友好的な純投資家であるとの説明を受けております。

（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、本新株予約権について、その譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨、並びに、本新株予約権の行使により交付される当社株式について、本新株予約権買取契約で定める解除権が発生している場合を除き、当社の事前の書面による承諾を受けることなく、取引所金融商品市場で売却することができない旨が定められる予定です（本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。）。上記解除権は、①本新株予約権の全部又は一部が残存している間に、当社に、（i）支払の停止、破産手続開始等、（ii）手形交換所の取引停止処分、（iii）当社と割当予定先との間の取引に関し重大な違反があったこと、のいずれかの事由が発生したこと、並びに、②本新株予約権の全部又は一部が残存している間に、（i）本新株予約権買取契約に定める表明及び保証（反社会的勢力に係るものを除く。）に虚偽があること、（ii）本新株予約権買取契約に定める表明及び保証（反社会的勢力に係るもの）に虚偽があるか若しくは真実に反する合理的な疑いがあること又は重大な影響を与えるような変更が生じたこと若しくは変更が生じた合理的な疑いがあること、（iii）本新株予約権の行使に重大な影響を与える国内外の金融、為替、政治又は経済上の変動が生じ又は生じるおそれがあること、（iv）不可抗力により本新株予約権買取契約が履行不能又は履行困難となる事態が生じ又は生じるおそれがあること、のいずれかの事由が発生したと割当予定先が合理的に判断したことを行使可能事由としています。なお、本新株予約権の行使により交付される当社株式について、当社が取引所金融商品市場での売却を承諾する場合、都度適時適切に開示いたします。また、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、割当予定先又はその関係会社が、海外機関投資家であると合理的に認識している海外機関投資家に対して売却していく意向である旨を表明する予定です。なお、割当予定先が取引所金融商品市場外で当社株式を海外機関投資家に対し

て売却した後に、当該海外機関投資家によって取引所金融商品市場内で当社株式が売却される可能性があります。

また、当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有します。以下同じです。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点(2026年7月22日)における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

なお、株券等の保有方針について割当予定先であるLCA0、MAP246及びBEMAPは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨をLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏から口頭にて確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先のうちLCA0について、2025年12月期のErnst&Youngによる監査済み財務書類及びLCA0の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーであるGoldman Sachs (ゴールドマン・サックス) が発行しました2026年5月27日及び2026年5月28日現在の残高サマリー資料を確認いたしました。現在までにおける残高サマリー資料を確認するとともに、LCA0より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、LCA0の財務書類に記載されるキャッシュ・フロー上の入出金の金額及びLCA0が現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降LCA0の保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表者西健一郎氏からのヒアリングにより確認いたしました。LCA0の2025年12月期の監査済み財務書類における「キャッシュ・フロー計算書において、投資活動および財務活動による現金流入・流出の規模を確認し、その上で、当該キャッシュ・フローによってもたらされた期末資金残高が、上記のとおり残高資料との整合を確認し、ファンドとして実態のある資金運用が行われていること(ペーパーカンパニーや実体のない口座ではないこと)を客観的に確認しております。財務書類に記載の現預金を網羅する全プライム・ブローカーからの残高サマリー資料は入手できなかったが、1プライム・ブローカーであるGoldman Sachs (ゴールドマン・サックス) の直近残高サマリー資料を確認することで原資を確認しています。

同様に、当社は、割当予定先のうちMAP246について、2025年12月期のGrant Thorntonによる監査済み財務書類及びMAP246の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーであるGoldman Sachs (ゴールドマン・サックス) が発行しました2026年5月27日及び2026年5月28日現在までにおける残高サマリー資料を確認するとともに、MAP246より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。MAP246の2025年12月期の監査済み財務書類におけるキャッシュ・フロー計算書において、ファンドの投資・財務活動に伴う入出金の実績(流動性)を確認しております。財務書類に記載の現預金を網羅する全プライム・ブローカーからの残高サマリー資料は入手できなかったが、1プライム・ブローカーであるGoldman Sachs (ゴールドマン・サックス) の直近残高サマリー資料を確認することで原資を確認しています。

当社は、割当予定先のうちBEMAPについては直近監査済み財務書類を入手・確認できませんでしたが、その代替として、BEMAPの保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーであるGoldman Sachs (ゴールドマン・サックス) が発行しました2026年5月27日及び2026年5月28日までにおけるカスタディ口座に

係る現金残高資料を確認するとともに、BEMAPより資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。

また、当社はLCAO、MAP246及びBEMAPから入手した上記残高証明書の日付以降、LCAO、MAP246及びBEMAPの保有資産に重大な変更がないことをLCAO、MAP246及びBEMAPと一任契約を締結し、その運用を行っている、香港に所在する機関投資家であるLCAMのInvestor AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に確認しております。

したがって、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

(5) 割当予定先の実態

当社は、各割当予定先から、各割当予定先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、割当予定先の資産運用を一任されているInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementを含む各割当予定先の関係者、役員又は議決権を持つ出資者その他の関係者に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。

なお、LCAMは、LCAO、MAP246及びBEMAPが保有する株券について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有しております。

また、当社は、上記とは別に各割当予定先が反社会的勢力の影響を受けているか否かについて、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（所在地：東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役：小板橋 仁）に調査を依頼しました。その結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(6) 株式貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社株主であるWowooPte. Ltd. は、その保有する当社普通株式の一部についてLCAO、MAP246及びBEMAPへの貸株を行う予定です（契約期間：2026年7月6日～2029年7月22日、貸借株数（上限）：それぞれ2,220,000株、240,000株及び540,000株、貸借料：年率0%、担保：無し）。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026年7月3日現在）	
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED （常任代理人 フィリップ証券株式会社）	12.60%
SEACASTLE SINGAPORE PTE. LTD.（常任代理人 松尾 聖海）	6.85%
東京短資株式会社	2.15%
楽天証券株式会社	1.67%
GCMホールディングス株式会社	1.34%
大和証券株式会社	1.09%
木村 雄幸	0.79%
施 北斗	0.78%
片田 朋希	0.76%
堀内 泰司	0.62%

（注）1. 募集前の「持株比率」は、2026年2月28日時点の株主名簿に基づき記載しております。

2. 本新株予約権について、割当予定先との間で長期保有を約していないため、募集後の大株主及び持株比率を記載しておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより早期に持続的な経営の安定化を行い、自己資本比率の改善が期待できると考えております。また、今回の資金調達による影響については未定でありますので、判明しだい速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

今回の調達資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の本第三者割当増資により調達した資金は、運転資金等へ充当する予定であります。これらは早期に持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善を行うため、資金調達は必要不可欠であると考えております。

本第三者割当以外の方法による資金調達手法のうち、前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」記載のとおり、他の資金調達方法について検討した結果、他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達方法であると判断しております。

また、本第三者割当増資は、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となることから、持続的な経営の安定化を行い、自己資本比率の改善が期待できることから、本第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

（1）大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権の発行に伴い増加する潜在株式数は、26,100,000株（議決権数は261,000個）となり、2026年2月28日現在の発行済株式総数37,281,119株（議決権数370,462個）に占める割合が70.45%、さらに2026年2月10日付で提出された有価証券届出書に基づく株式数及び新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,392,400株及び39,234,700株の合計41,627,100株を合算した希薄化率は181.67%（議決権比率182.82%）の希薄化が生じます。しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、当社グループの事業資金並びに運転資金に充当する予定であり、これらは持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善を実現するためには、必要不可欠であると考えていることから、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると当社取締役会においても判断しております。

（2）大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上述のとおり、本第三者割当増資に係る希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行を伴うものの、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である大谷龍生氏（日比谷見附法律事務所 東京都千代田区有楽町1丁目6番4号、弁護士：大谷 龍生）、日笠真木哉氏（当社社外監査

役)、豊崎修氏(当社社外監査役)の3名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年7月6日に入手しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

<意見書の意見書部分を転記します。>

意見書

2026年7月6日

abc株式会社 御中

abc株式会社 第三者委員会

大谷 龍生

豊崎 修

日笠 真木哉

第1 本意見書の目的

- 1 本意見書は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場の上場会社である abc 株式会社(以下「貴社」という。)が実施を予定する、後記の第三者割当てによる第20回新株予約権の発行(以下「本第三者割当」という。)につき、本第三者割当によって生じる潜在株式に係る議決権の希薄化率が25%を超えることから、東京証券取引所所有価証券上場規程第432条第1号、同施行規則第435条の2の定めに従い、当職らが第三者委員会(以下「当委員会」という。)を組成し、「経営者から一定程度独立した者」として、本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を述べるものである。
- 2 なお、本意見書は、貴社から開示された資料及びヒアリング対象者に対して行った質疑応答に基づき作成されたものであり、貴社から提供された資料、情報がすべて正確であり、資料等の提供日以降も変更されていないことを前提とするものであること、及び、本意見書は、貴社における本第三者割当増資の意思決定をするための参考資料として作成されたものであり、他の目的のためにこれを利用することは、いずれも適当ではないことを貴社は了解することを前提とする。

第2 前提事項

1 当委員会の構成及び独立性

大谷 龍生 (弁護士)

豊崎 修 (貴社社外監査役、税理士)

日笠 真木哉 (貴社社外監査役、弁護士)

上記構成委員の大谷龍生は貴社及び貴社経営者との取引はなく、貴社経営者から一定の独立性を有する。また、上記構成委員の豊崎修及び日笠真木哉は社外監査役であることから、いずれも貴社経営者から一定の独立性を有する。

2 本第三者割当(第20回新株予約権の発行)の概要

取締役会決 2026年7月6日

議予定日

割当日 2026年7月22日

割当先 ・Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund: 193,140 個

	<ul style="list-style-type: none"> ・MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC : 20,880 個 ・BEMAP Master Fund Ltd. : 46,980 個
新株予約権の総数	261,000 個 (新株予約権 1 個につき 100 株)
発行価額	総額 13,050,000 円 (新株予約権 1 個当たり 50 円)
行使価額	当初 92 円 (以下「当初行使価額」という。) ただし、2026 年 7 月 22 日 (同日を含む。) 以後、新株予約権の各行使請求の通知が行われた日 (以下「修正日」という。) の属する週の前週の最終取引日 (以下「修正基準日」という。) の株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) における貴社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 90% に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた金額 (以下「修正基準日価額」という。) が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される (修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が 46 円 (以下「下限行使価額」という。) を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
行使価額の総額	2,414,250,000 円。 ただし、全ての新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正等された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。
行使期間	2026 年 7 月 23 日から 2029 年 7 月 22 日まで

3 本第三者割当による希薄化率

本第三者割当に係る潜在株式数は、26,100,000 株 (議決権数 261,000 個) となり、2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 37,818,819 株 (議決権数 375,839 個) に対して、議決権比率 69.44% の希薄化となる。

4 結論要旨

本第三者割当には必要性及び相当性いずれも認められる。

第 3 結論に至る理由

1 資金調達の必要性

(1) 貴社の状況

貴社は、不動産・金融事業を基盤としながら、上場企業等に対する資金調達支援、投融資、エクイティ投資、Web3 領域における事業開発支援、暗号資産関連ビジネス等を推進しており、金融サービス事業、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業、ゲーム事業、ヘルスケア事業及び Web3 事業を主な事業領域として展開している貴社グループ全体としての収益機会の拡大、財務基盤の強化及び中長期的な企業価値の向上に取り組んでいる。

その結果、貴社グループの連結業績は、2026 年 8 月期中間連結会計期間において、売上高 1,172 百万円、経常利益 3,111 百万円、親会社株主に帰属する中間純利益 2,567 百万円を計上しており、売上高 1,109 百万円、経常利益 781 百万円、親会社株主に帰属する当期純利益 526 百万円を計上した 2025 年 8 月期に引き続き、経常利益及び親会社株主に帰属する純利益の黒字化を実現した。また、純資産額は 9,672 百万円、自己資本比率は 64.3% となり、財務基盤についても一定の改善が進んでいる。

しかし、2025 年 8 月期は決算期変更により 5 ヶ月間の変則決算であり、上記黒字化は 11 ヶ月間という短期的な状況である。その上、その黒字に含まれる暗号資産ディーリング運用による大口の暗号資産売却益は、2 つの暗号資産を相対取引でスワップ取引することで発生しており、現金化してキャッシュインしている状況ではない。そのため、いまだ貴社の収益力が安定化する状況に至っていないとはいえない状況にある。

また、貴社グループの既存事業の一部においては、引き続き収益改善の途上にあり、また、複数の事業領域を並行して展開していることから、各事業の安定運営、財務体質の改善及び成長投資を継続するためには、一定規模の資金を機動的かつ確実に確保することが必要とこのことである。

さらに、貴社は、2026年2月10日付で、第三者割当による新株式及び第19回新株予約権の発行を決議したが、第19回新株予約権については、貴社株価が行使価額を下回る状況が継続し、貴社が当初想定していた調達予定額に対して権利行使による資金調達が十分に進捗していないことを踏まえ、残存する第19回新株予約権356,119個のうち274,119個を取得するとともに、取得後直ちに消却することを2026年7月6日開催の取締役会にて決議する予定とのことであり、そうだとすれば、これに対応する資金調達ができないこととなる。また、当該消却後も残存する第19回新株予約権82,000個についても、貴社株価が行使価額を下回る状況が継続していることからすれば、その行使による資金調達の見込みは乏しい。

このように、複数の事業領域を並行して展開する貴社グループにおいては、既存事業の安定運営に必要な運転資金に加え、中長期的な成長に資する成長投資機会を機動的に捉えるための資金を確保することが、今後の収益基盤の強化及び企業価値向上に必要な状況にある。

(2) 小括

したがって、貴社は、運転資金を確保しつつ、今後の収益基盤の強化及び企業価値向上を実現させるための成長投資資金を確保するために新たな資金調達を行う必要性が極めて高いというべきである。

よって、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当の必要性に関する貴社の説明に不合理な点は見当たらず、本第三者割当による資金調達は、貴社にとって必要であると認められる。

2 本第三者割当の相当性

(1) 他の手法との比較

ア まず、銀行借入等の間接金融による資金調達については、貴社の現在の財務状況を踏まえると、金額の多寡にかかわらず、融資を引受け可能な金融機関を見つけることは困難であり、金融機関からの借入れを資金調達の選択肢とすることはできない。

また、仮に選択肢とし得るとしても、金利の負担が生じる上、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性指標が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があることから、財務の健全性維持の観点から、現状の貴社としては相当ではないと思われる。

イ 次に、直接金融による資金調達に関し、株主割当及び公募増資の各方法については、参加率が不透明であり、調達金額が不透明となるおそれがある。

また、公募増資の方法については、主幹事証券の引受を得ることが困難であるという事情もある。

さらに、株主割当、公募増資及び第三者割当の各方法のいずれにおいても、新株式の方法については、1株当たりの利益及び資産の希薄化が一度に発生して株価への影響が大きくなる可能性がある。

また、社債のみの方法については、貴社の債務として財務基盤を損なうとともに、償還時点で必要となる多額の資金を確保できるかが不透明であるという懸念がある。転換社債型新株予約権付社債の場合も、株価の下落等により転換が進まない場合には同様の懸念があり、転換価額修正条項付きとしても、転換の完了まで交付される株式総数が確定せず、希薄化が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きくなることが懸念される。

そのため、株主割当、公募増資、新株式の発行、転換社債型新株予約権付社債その他の社債のみの各方法では、現状の貴社による資金調達の方法として相当ではないものと思われる。

一方で、第三者割当による新株予約権の発行の方法については、上記「1(1)」で述べたとおり、貴社は、第19回新株予約権について、貴社株価が行使価額を下回る状況が継続し、貴社が当初想定していた調達予定額に対して権利行使による資金調達が十分に進捗していないことを踏まえ、残存する第19回新株予約権356,119個のうち274,119個を取得するとともに、取得後直ちに消却することを2026年7月6日開催の取締役会にて決議する予定とのことであり、そうだとすれば、これに対応する資金調達ができないこととなる。また、当該

消却後も残存する第 19 回新株予約権 82,000 個についても、貴社株価が行使価額を下回る状況が継続していることからすれば、その行使による資金調達の見込みは乏しい。

ウ 以上を前提として、本第三者割当は、第三者割当のうち新株予約権の発行の方法によるものであり、第 1 回無担保普通社債総額 200 百万円の発行と同時にされるものである。

このように本第三者割当と同時に社債を発行することにより、迅速かつ確実に運転資金等を確保することができる。

その上で実施する第三者割当は、特定の第三者との間で協議を経たものであるため、資金調達の実現性が比較的高い。

また、新株予約権の行使は段階的に行われることが期待されるため、貴社が継続的に資金を調達できることが期待される一方、希薄化が段階的に進み、株価への影響を一定程度抑えられる点で配慮がなされているといえる。

エ 以上から、本第三者割当による資金調達は、他の手法と比較しても、相当であると認められる。

(2) 資金使途の合理性（増資金額の妥当性）

ア ①運転資金について

上記「1 (1)」で述べたとおり、貴社の黒字化は 11 ヶ月間という短期的な状況である上、その黒字に含まれる暗号資産ディーリング運用による大口の暗号資産売却益は、2つの暗号資産を相対取引でスワップ取引することで発生しており、現金化してキャッシュインしている状況ではないため、いまだ貴社の収益力が安定化する状況に至っていないといえる。これは難しい状況にある。

このような状況において、貴社の説明によれば、貴社グループは複数の事業領域を並行して展開しており、金融サービス事業、Web3 事業、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業、ゲーム事業及びヘルスケア事業において、事業運営に必要な人件費、外注費、システム関連費用、販売促進費、専門家費用その他の固定的・継続的な支出が発生しているとのことである。また、キャッシュ・フローの継続的な黒字を目指しているが、安定的かつ継続的なキャッシュ・フローの確立については現在も事業の推進と併行して従事しているところであり、暗号資産ディーリング運用による大口の暗号資産売却益は、2つの暗号資産を相対取引でスワップ取引することで発生しており、現金化してキャッシュインしている状況ではなく、そのため、現状の資金繰りの状況に加えて、既存借入金の返済、子会社における給与支払及び諸経費の支払等も継続して発生するため、短期的な資金繰りの安定性を確保する必要があるとのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち 300 百万円を、当該運転資金に充当することは合理的であると認められる。

イ ②M&A、上場企業などへの投資資金について

貴社は、貴社グループの事業領域においてシナジーが見込める企業等に対するM&A、資本業務提携及び投融資を実施することにより、グループ全体の収益基盤の拡大及び企業価値の向上を目指しており、M&A、資本業務提携又は投融資の対象としては、上場企業を含む国内外の企業を想定しており、貴社の企業規模、対象会社の事業内容、企業規模、売上規模、成長可能性、貴社の財務状況及び投資計画、並びに貴社グループの既存事業又は今後注力する事業領域とのシナジー等を総合的に勘案し、貴社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される案件については、積極的に検討していく方針とのことである。

そこで、現在、貴社は、上場企業、その他の成長分野に属する企業を中心に、複数の投資候補案件について継続的に情報収集、初期的検討及び協議を行っており、投資候補案件としては、上場企業における第三者割当増資、成長企業への資本参加、事業提携を前提とした出資、又は将来的なM&Aを見据えた投融資案件等を想定しており、1件当たりの投資金額は概ね1億円から5億円程度、案件の規模及び戦略的重要性によっては最大で約10億円程度を想定しているとのことである。その投資額に関しては、本第三者割当に係る新株予約権の発行及び行使により調達した資金を実行の前提にしており、それに合わせて投資金額も減額

あるいは別の協業先との共同投資など適切にスキームなども調整しながら、投資実行を行っていく予定とのことである。

現時点において、貴社は、ウインテスト株式会社（証券コード：6721）が発行した第13回新株予約権（調達資金額：約7億円）の引き受け、また株式会社倉元製作所（証券コード：5216）が発行した新株式及び新株予約権を引き受けている。また、上場企業における第三者割当増資に関しては、同様のケースとして、株式及び新株予約権の引き受けをベースとした案件での交渉が進行しており、進捗状況としては、協議中の案件が7～8件あり、すでに対象先との協議がほぼ終了し、貴社としては実行待機の段階である案件が1社あたり2～5億円規模で5件、5～10億円規模で1件が現在は進行しているとのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、上記案件として対象企業と具体的に協議等が進行していることが確認できている。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち800百万円を、当該M&A、上場企業などへの投資資金に充当することは合理的であると認められる。

ウ ③事業会社などに対する投融資資金について

貴社の説明によれば、上記「イ」のM&A、上場企業などへの投資資金に関連して、案件によっては、エクイティファイナンスではなく、デットファイナンスによる支援型のスキームがより効果的であると判断される案件も含まれており、そのデットファイナンスによる支援については、単なる資金提供にとどまらず、貴社グループとの事業連携、将来的な出資又はM&Aの可能性、投資回収可能性、担保・保証その他の保全措置、対象会社の財務状況及び信用力等を慎重に検討したうえで実行する方針とのことである。

当該投融資対象案件については、上場企業を含む国内外の企業を対象として検討しており、貴社の企業規模、対象会社の事業内容、企業規模、売上規模、成長可能性、貴社の財務状況及び投資計画、貴社グループの既存事業又は今後注力する事業領域とのシナジー、並びに投資リターン及びリスク等を総合的に勘案し、貴社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される案件については、積極的に取り組んでいく方針とのことである。

現時点において、貴社は、約5件の案件を継続的に対象として検討及び協議を行っているところ、案件の進捗状況としては、協議が相当程度進捗し実行前の段階にある案件、又は主要な条件面の協議が概ね終了し実行可能性が高まっている案件が1件から3件程度あり、融資候補先については、貴社グループ事業との連携可能性が見込まれる上場企業及び未上場企業を想定しており、1件当たりの融資金額については、概ね3億円から5億円程度、案件の規模、担保・保全状況、事業上の重要性及び期待リターンによっては最大で約10億円程度を想定しているとのことである。その融資金額に関しては、本第三者割当に係る新株予約権の発行及び行使により調達した資金を融資の前提にしており、それに合わせて融資金額を減額あるいは融資案件の実行を最終するか否かの選択も図りながら、融資実行を行っていく予定とのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、上記案件として対象企業と具体的に協議等が進行していることが確認できている。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち552百万円を、当該事業会社などに対する投融資資金に充当することは合理的であると認められる。

エ ④社債返済資金について

上記「2(1)ウ」で述べたとおり、本第三者割当は、第1回無担保普通社債総額200百万円の発行と同時に行われるところ、その償還期日は2027年7月12日と設定される予定である。

当該社債の償還には、原則として本第三者割当に係る新株予約権の行使代金が充当され、割当予定先は、新株予約権の行使代金の累計額が当該各社債の額面金額(1,000万円)又はその整数倍に達するごとに繰上償還請求を行い、貴社はそれに応じて償還を行っていく予定とのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち200百万円を、当該社債返済資金に

充当することは合理的であると認められる。

オ ⑤借入金返済について

貴社の説明によれば、貴社の資金繰りを鑑み、金融機関などによる借り入れによる返済やまた現状における事業収益等からの捻出による貴社自身の借入金返済は困難であると予測しているとのことであり、当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない。

また、貴社が三社から合計 420 百万円を借り入れており、当該各借入金の返済期限が一社につき過ぎており、二社につき半年以内に迫っていることが確認できている。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち 420 百万円を、当該借入金返済資金に充当することは合理的であると認められる。

カ 小括

よって、各資金使途は合理的なものであると認められる。

なお、本第三者割当により調達する資金のうちその余の 141,887,500 円は、その発行に要する諸費用に充当されるとのことであり、この点で不合理であるとは認められない。

(3) 割当予定先の相当性

ア Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund について

本第三者割当の割当予定先である Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund (以下「LCAO」という。)は、香港に所在する機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited (以下「LCAM」という。)が一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社である。そのため、LCAM は、LCAO が保有する株について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有している。

LCAO を割当予定先として選定した経緯については、貴社は、FA である永田町リーガルアドバイザー株式会社に対し、クレーンゲームジャパン株式会社の株式取得における M&A 案件の DD (デューデリジェンス) 業務を委託するなど以前から案件ベースに取引関係もあった経緯から、資金調達に関する状況を相談している過程において、2026 年 5 月上旬、同社より、貴社の経営環境及び今後の事業方針等を十分理解する分析能力を有し、かつ貴社が必要とする金額を調達する上で、貴社にとって資金調達ができる可能性が高く、かつ短期間で投資の意思決定をすることが可能な条件を提示できる可能性が高い機関投資家として LCAM の紹介を受け、LCAM から、具体的な提案として、LCAM が一任契約に基づき運用を行っている LCAO、MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC (以下「MAP246」という。)及び BEMAP Master Fund Ltd. (以下「BEMAP」という。)による本第三者割当及び第 1 回無担保普通社債総額 200 百万円の発行の提案を受けたところ、その提案の中で、LCAO は株式等への投資実績も豊富であり、貴社の事業内容に対する理解やファンダメンタルズ分析に基づいた投資判断を行う姿勢が示されており、貴社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、割当先として適切と判断したとのことである。このような割当先の選定理由に不自然な点は見当たらない。

LCAO の保有方針については、LCAO は、純投資を目的としており、本第三者割当に係る新株予約権の行使により取得する貴社普通株式について、原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、株価推移により適宜判断の上、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針であり、その旨を LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本代表である西健一郎氏 (以下「西氏」という。)から確認しているとのことである。また、東証有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条の定めに従い、貴社と LCAO とは、単一暦月中に新株予約権を行使することにより取得される株式数が新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、貴社が当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使を行わせない内容を含む買取契約を締結する予定とのことである。そのため、LCAO を割当予定先とすることが不合理であるとは認められない。

LCAO が反社会的勢力に該当するか等については、貴社は、LCAO から、反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、また、Long

Corridor Global Asset Management を含む LCAO の関係者、役員又は議決権を持つ出資者その他の関係者に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認するとともに、第三者調査機関である第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（所在地：東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役：小板橋 仁）に調査を依頼し、同社から、LCAO 及び関係企業、関係人物について、反社会的勢力との関連性を確定する情報は確認されず、また、これまでの投資実績において反市場行為等は見られなかった旨の調査報告書を受領している。

以上から、LCAO は、本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。

イ MAP246 について

本第三者割当の割当予定先である MAP246 は、LCAM が一任運用するケイマン籍の分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオの一つである。そのため、LCAM は、MAP246 が保有する株について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有している。

MAP246 を割当予定先として選定した経緯については、上記「ア」で述べたとおり LCAM から具体的な提案を受けたところ、MAP246 は日本企業への投資経験があり、貴社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、割当先として適切と判断したとのことである。このような割当先の選定理由に不自然な点は見当たらない。

MAP246 の保有方針については、上記「ア」で述べた LCAO と同様とのことである。そのため、MAP246 を割当予定先とすることが不合理であるとは認められない。

MAP246 が反社会的勢力に該当するか等については、上記「ア」で述べた LCAO と同様である。

以上から、MAP246 は、本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。

ウ BEMAP について

本第三者割当の割当予定先である BEMAP は、LCAM が一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社である。そのため、LCAM は、BEMAP が保有する株について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有している。

BEMAP を割当予定先として選定した経緯については、上記「ア」で述べたとおり LCAM から具体的な提案を受けたところ、BEMAP は株式を含む複数アセットへの投資経験を有しており、特に中長期的視点からの資本性資金の提供を重視しており、貴社に対しても経営に関与しない純投資スタンスを明確にしていることから、割当先として適切と判断したとのことである。このような割当先の選定理由に不自然な点は見当たらない。

BEMAP の保有方針については、上記「ア」で述べた LCAO と同様とのことである。そのため、BEMAP を割当予定先とすることが不合理であるとは認められない。

BEMAP が反社会的勢力に該当するか等については、上記「ア」で述べた LCAO と同様である。

以上から、BEMAP は、本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。

(4) 払込みの確実性

ア LCAO について

LCAO から提出を受けた 2026 年 5 月 28 日時点の LCAO 名義の証券口座情報によれば、LCAO は 3,045 百万円（日本円換算）の預金を保有しており、また、貴社は、同日以降の LCAO の保有財産に重大な変更がないことを西氏からのヒアリングにより確認したとのことである。

さらに、これらの前提として、LCAO より、2025 年 12 月期の Ernst&Young による監査済み財務書類及び資金拠出を確約するコミットメントレターを受領できている。

そのため、本第三者割当と同時に行われる第 1 回無担保普通社債の払込に要する 150 百万円、本第三者割当に係る新株予約権の発行に要する 9,657,000 円、及び全ての当該新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合にその行使に要する 1,776,888,000 円の合計 1,936,545,000 円全額の資金が確保されている。

イ MAP246 について

MAP246 から提出を受けた 2026 年 5 月 28 日時点の MAP246 の証券口座情報によれば、MAP246

は5,600百万円（日本円換算）の預託金を保有しており、また、貴社は、同日以降のMAP246の保有財産に重大な変更がないことを西氏からのヒアリングにより確認したとのことである。

さらに、これらの前提として、MAP246より、2025年12月期のGrant Thorntonによる監査済み財務書類及び資金拠出を確約するコミットメントレターを受領できている。

そのため、本第三者割当と同時にされる第1回無担保普通社債の払込に要する20百万円、本第三者割当に係る新株予約権の発行に要する1,044,000円、及び全ての当該新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合にその行使に要する192,096,000円の合計213,140,000円全額の資金が確保されている。

ウ BEMAP について

BEMAPから提出を受けた2026年5月28日時点のBEMAPのカストディ口座情報によれば、BEMAPは17,382百万円（日本円換算）の預金を保有しており、また、貴社は、同日以降のBEMAPの保有財産に重大な変更がないことを西氏からのヒアリングにより確認したとのことである。

さらに、これらの前提として、BEMAPより、2025年12月期のDeloitte & Touche LLPによる監査済み財務書類及び資金拠出を確約するコミットメントレターを受領できている。

そのため、本第三者割当と同時にされる第1回無担保普通社債の払込に要する30百万円、本第三者割当に係る新株予約権の発行に要する2,349,000円、及び全ての当該新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合にその行使に要する432,216,000円の合計464,565,000円全額の資金が確保されている。

エ 小括

したがって、各割当予定先から提出された資料、及び貴社が西氏からのヒアリングにより確認した内容により、本第三者割当における払込みに必要な資金を拠出できる十分な資産が存することが確認されているものであり、当該払込みの確実性については問題ないものと認められる。

(5) 発行条件の相当性

ア 新株予約権の発行価額について

本第三者割当に係る新株予約権の発行価額（新株予約権1個当たり50円。なお、新株予約権1個につき100株。）について、貴社は、第三者評価機関である株式会社渋谷国際会計事務（東京都渋谷区富ヶ谷2丁目1番11号、代表取締役 安部 啓史）（以下「渋谷国際会計」という。）に依頼し、当該新株予約権の価値算定報告書を取得したところ、渋谷国際会計は、貴社の株価（92円（2026年7月3日の終値））、当初行使価格（92円）、配当率（0%）、リスクフリーレート（1.553%）、市場リスクプレミアム（9.3%）、ボラティリティ（81.27%）及び対指数 β （0.68）等の変数を採用するとともに、短期金利の一定、ボラティリティの一定、取引コストの不発生、1営業日当たりの売却可能株式数26,349株（2023年6月14日から2026年7月3日までの日次売買高の中央値263,490株の10%）等の仮定を採用して、権利行使期間（2026年7月23日から2029年7月22日まで）その他の発行条件の下、モンテカルロ・シミュレーションを用いた結果、2026年7月3日を算定基準日とする当該新株予約権1個当たりの合理的な公正価値評価額を50円（1株当たり0.50円）と算定した。当該算定は、貴社との取引関係のない独立した外部の第三者評価機関である渋谷国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある上記変数等を考慮して、新株予約権の公正価値評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いたものであることから、当該算定の結果は合理的な公正価格と考えられる。なお、渋谷国際会計は、貴社と継続的な取引関係は無く、貴社経営陣からの一定程度独立していると認められる。

イ 新株予約権の行使価額について

本第三者割当に係る新株予約権の当初行使価額（1株当たり92円）については、割当予定先と協議の上、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年7月3日）の東証における貴社普通株式の終値92円と同額であり、同日までの1か月間の終値平均値92.95円に対して1.02%のディスカウント、同3か月間の終値平均値139.23円に対して

33.92%のディスカウント、同6か月間の終値平均値186.82円に対して50.75%のディスカウントとなっている。

この点に関し、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（以下「日証協指針」という。）によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額…に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされているところ、当初行使価額は、取締役会決議日の直前日の終値と同額とされており、日証協指針に適合している。また、同日までの適当な期間における各平均値との関係では、上記3つのうち2つが10%を超えるディスカウントとなっているが、上記「1(1)」で述べたとおり、いまだ貴社の収益力が安定化する状況に至っているとはいえない状況にあり、また、貴社の第19回新株予約権について、貴社株価が行使価額を下回る状況が継続し、貴社が当初想定していた調達予定額に対して権利行使による資金調達が十分に進捗していないことからすれば、相応の率をディスカウントすることはやむを得ない面がある。そのため、当初行使価額が不合理であるとは認められない。

本第三者割当に係る新株予約権の修正後行使価額については、修正日以降、修正基準日又はその直前の東証における貴社普通株式の終値の90%に相当する修正基準日価額に修正されること、この修正基準日は修正日の属する週の前週の最終取引日であるため、修正基準日から修正日までの期間に価格変動が生じる可能性を否定できないが、その期間が最大でも8日間と短く定められることにより、その可能性が相当程度低くなるように設計されている。また、東証有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条の定めに従い、貴社と割当予定先とは、単一暦月中に新株予約権を行使することにより取得される株式数が新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、貴社が当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を行わせない内容を含む買取契約を締結する予定とのことであるため、行使が当該最大8日間を含む短期間に過度に集中することを一定程度抑制できるように設計されている。さらに、修正後行使価額の算出結果が下限行使価額46円を下回る場合には、下限行使価額が修正後行使価額となること、これは、新株予約権発行決議日の直前取引日の東証における貴社普通株式の終値の50%であり、かつ、修正基準日又はその直前の東証における貴社普通株式の終値の90%相当額を上回る価額となるように設計されている。そのため、修正後行使価額が不合理であるとは認められない。

以上から、本第三者割当に係る新株予約権の発行価額及び行使価額は発行条件として相当であると認められる。

(6) 既存株主への影響

上記「第2 3」で述べたとおり、本第三者割当に係る潜在株式数は、26,100,000株（議決権数261,000個）となり、2026年3月31日現在の発行済株式総数37,818,819株（議決権数375,839個）に対して、議決権比率69.44%の希薄化となる。

このように株式が希薄化すること自体は、既存株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できない。

しかしながら、上記「(5)」で述べたとおり、本第三者割当は、いずれも相当な発行価額及び行使価額で行われるものであるため、既存株主への経済的な損失を伴うものではない。

また、本第三者割当により調達した資金を上記「(2)」で述べた使途に充てることにより、上記「(1)」で述べたとおり、貴社の収益基盤の強化及び企業価値の向上に資する可能性があるものといえる。

さらに、第三者割当による新株予約権の全てが行使された場合の最大交付株式の合計26,100,000株を行使期間である3年間（245日／年営業日で計算）で売却するとした場合の1日当たりの数量は35,510株となり、東証における本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年7月3日）までの6か月間における貴社普通株式の1日当たりの平均出来高688,220株の5.16%に留まる。仮に当該売却が市場内にて短期間で行われた場合には、貴社の株価に影響を与えるおそれがあるが、各割当予定先は、市場動向を勘案しながら売却する旨を

表明しているとのことである。そうであるとすれば、当該売却が株価へ及ぼす影響は限定的となるよう配慮されているものといえる。また、当該株式が適時適切に市場で売却されることにより、貴社株式の流動性向上に資することが期待される。

そのため、本第三者割当に係る株式の発行数量及び希薄化は、その規模が不合理なものであるとまではいえない。

(7) 小括

よって、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当という資金調達手段は、その方法、資金使途、割当予定先及び発行条件等において相当といえ、株式の希薄化による既存株主への影響を考慮しても不合理とはいえず、相当であると認められる。

3 結語

よって、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当による資金調達は、必要性、相当性のいずれも認められる。

以上

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2024年3月期	2025年3月期	2025年8月期
売上高	4,174,719千円	3,311,839千円	1,109,625千円
営業利益	△2,146,484千円	△2,616,876千円	△922,394千円
経常利益	△2,397,523千円	△3,400,725千円	781,288千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	△2,459,132千円	△4,411,879千円	526,527千円
1株当たり当期純利益（円）	△426.36円	△337.58円	18.99円
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	9.14円	101.41円	148.00円

※2025年6月30日開催の第24回定時株主総会決議により、決算期を3月31日から8月31日に変更しました。従って2025年8月期は2025年4月1日から2025年8月31日の5か月間となっております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	37,281,119株	100.0%
現時点での転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年3月期	2025年3月期	2025年8月期
始値	1,100円	620円	514円
高値	1,110円	899円	514円
安値	360円	227円	233円
終値	620円	508円	362円

② 最近6か月間の状況

	2026年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	245円	254円	206円	192円	106円	93円
高値	272円	270円	247円	192円	152円	97円
安値	223円	202円	185円	102円	83円	91円
終値	246円	204円	190円	102円	92円	92円

注：2026年6月の株価は2026年6月25日までの値を記載しています。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年7月3日
始値	93円
高値	94円
安値	91円
終値	92円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 2023年8月14日付開示による第三者割当による新株式の発行

払込期日	2023年8月31日
調達資金の額	99,994,000円
発行価額	1株につき68円
募集時における発行済株式数	1,470,500株
当該募集における発行済株式数	52,668,800株
募集後における発行済株式数	54,139,300株
割当先	合同会社 Happy horse 1,470,500株
当初の資金使途	借入金返済資金：99百万円
支出予定時期	2023年9月
現時点における充当状況	借入金返済資金：99百万円

②第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）の発行

払込期日	2023年12月28日
調達資金の額	総額1,050,000,000円
転換価額及びその修正条項	<p>当初転換価額：1株当たり51円</p> <p>当初転換価額は、2023年12月12日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）と同額であります。</p> <p>転換価額は、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。</p> <p>但し、修正日にかかる修正後の転換価額が26円（本新株予約権の発行に係る決議日直前取引日終値の50%に相当する金額の小数以下の端数を切り上げた金額）（以下「下限転換価額」といい、調整されることがあります。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限転換価額とします。</p> <p>また、本新株予約権付社債の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
割当先	<ul style="list-style-type: none"> ・景祥針織有限公司 500,000,000円（額面50,000,000円の本社債10個） ・Seacastle Singapore Pte Ltd. 300,000,000円（額面50,000,000円の本社債6個） ・山内規之 250,000,000円（額面50,000,000円の本社債5個）
募集時における発行済株式数	55,906,700株
当該募集による潜在株式数	20,588,235株

現時点における転換状況	20,588,235株
現時点における調達した資金の額	総額1,050,000,000円
発行時における当初の資金使途	① 運転資金：300百万円 ② 当社における借入金返済資金：750百万円
支出予定時期	①2023年12月～2024年3月 ②2023年12月～2024年1月
現時点における充当状況	① 運転資金：300百万円 ② 当社における借入金返済資金：750百万円

③第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割当日	2023年12月28日
発行新株予約権数	294,118個
発行価額	1個当たり93円（総額27,352,974円）
発行時における調達予定資金の額	1,527,354,774円 （内訳） ・新株予約権発行分 27,352,974円 ・新株予約権行使分 1,500,001,800円
割当先	Seacastle Singapore Pte Ltd. 294,118個
募集時における発行済株式数	55,906,700株
当該募集による潜在株式数	29,411,800株（本新株予約権1個につき100株）
現時点における行使状況	18,904,800株 （2024年10月28日時点）
現時点における調達した資金の額	696百万円 （2024年10月28日時点）
発行時における当初の資金使途（注1）	①当社における借入金返済資金：550百万円 ②当社子会社（アトリエブックアンドベッド）の借入金返済：350百万円 ③弁護士保険事業の実施のための準備資金：100百万円 ④大口顧客に対する営業貸付金資金：870百万円
支出予定時期	①2023年12月～2024年10月 ②2023年12月～2024年12月 ③2023年12月～2025年12月 ④2023年12月～2025年10月
現時点における充当状況（注2）	①運転資金：200百万円 ②当社における借入金返済資金：670百万円 ③当社子会社（アトリエブックアンドベッド）の借入金返済：0百万円 ④弁護士保険事業の実施のための準備資金：3百万円 ⑤大口顧客に対する営業貸付金資金：130百万円

④第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割当日	2023年12月28日
発行新株予約権数	97,826個
発行価額	1個当たり73円（1株につき0.73円）
発行時における調達予定資金の額	457,140,898円 （内訳） ・新株予約権発行分 7,141,298円 ・新株予約権行使分 449,999,600円
割当先	Seacastle Singapore Pte Ltd. 97,826個
募集時における発行済株式数	55,906,700株
当該募集による潜在株式数	9,782,600株（本新株予約権1個につき100株）
現時点における行使状況	8,043,200株
現時点における調達した資金の額	369百万円
発行時における当初の資金使途	①当社における借入金返済資金：550百万円 ②当社子会社（アトリエブックアンドベッド）の借入金返済：350百万円 ③弁護士保険事業の実施のための準備資金：100百万円 ④大口顧客に対する営業貸付金資金：870百万円
変更後の資金使途（注1）	①運転資金：230百万円 ②当社における借入金返済資金：670百万円 ③当社子会社（アトリエブックアンドベッド）の借入金返済：350百万円 ④弁護士保険事業の実施のための準備資金：100百万円 ⑤大口顧客に対する営業貸付金資金：520百万円
支出予定時期	①2023年12月～2024年10月 ②2023年12月～2024年12月 ③2023年12月～2025年12月 ④2023年12月～2025年10月
現時点における充当状況（注2）	①運転資金：200百万円 ②当社における借入金返済資金：670百万円 ③当社子会社（アトリエブックアンドベッド）の借入金返済：0百万円 ④弁護士保険事業の実施のための準備資金：3百万円 ⑤大口顧客に対する営業貸付金資金：130百万円

注1：2024年3月29日付「資金使途の変更に関するお知らせ」の開示にて、新株予約権（第12回新株予約権、第13回新株予約権）の発行により調達する資金使途に「①運転資金」の項目を追加し、資金使途の変更を行いました。また、2024年5月8日付「資金使途の変更に関するお知らせ」開示にて、新株予約権（第12回新株予約権、第13回新株予約権）の発行による調達資金のうち、「⑤大口顧客に対する営業貸付金資金」に充当予定であった720百万円のうち200百万円を「①運転資金」として使用するため、資金使途の変更を行っております。

注2：前述の第13回新株予約権との合算数値となります。

⑤2025年1月8日付開示による第三者割当による新株式の発行

払込期日	2025年1月24日
調達資金の額	600,000,000円
発行価額	1株につき400円
募集時における発行済株式数	1,500,000株
当該募集における発行済株式数	12,383,169株
募集後における発行済株式数	13,883,169株
割当先	Seacastle Singapore Pte.Ltd 1,000,000株 株式会社YourTurn 500,000株
当初の資金使途	①運転資金：300百万円 ②当社における借入金返済資金：300百万円
支出予定時期	①2025年1月～2025年4月 ②2025年1月～2025年2月

⑥第16回新株予約権及び第17回新株予約権の発行

割当日	2025年1月24日
発行新株予約権数	189,540個（1個につき100株） 第16回新株予約権 148,900個 第17回新株予約権 40,640個
発行価額	総額165,914,780円 第16回新株予約権1個につき金879円 第17回新株予約権1個につき金862円
発行時における調達予定資金の額	7,950,714,780円 （内訳） 本新株予約権発行分 第16回新株予約権 130,883,100円 第17回新株予約権 35,031,680円 本新株予約権行使分 第16回新株予約権 5,956,000,000円 第17回新株予約権 1,828,800,000円
割当先	第16回新株予約権 Seacastle Singapore Pte.Ltd 55,570個 株式会社YourTurn 48,890個 景祥針織有限公司 26,660個 堀江 貴文 17,780個 第17回新株予約権 合同会社トリコロール2 33,490個 JOHN CHI CHONG FOU（ジョン・フー） 7,150個
募集時における発行済株式数	12,383,169株
当該募集による潜在株式数	18,954,000株（本新株予約権1個につき100株）

現時点における行使状況	13,304,800株
現時点における調達した資金の額	5,400百万円
発行時における当初の資金使途	②当社における借入金返済資金：315百万円 ③当社子会社（アトリエブックアンドベッド株式会社）における借入金返済資金：215百万円 ④当社子会社の設備投資等資金：154百万円 ⑤太陽光発電施設の取得資金：230百万円 ⑥販売用不動産の仕入資金：120百万円 ⑦M&A、資本業務提携による法人取得における投資資金及び法人取得初期における運転資金：6,680百万円
変更後の資金使途（注1）	②当社における借入金返済資金：415百万円 ③当社子会社（アトリエブックアンドベッド株式会社）における借入金返済資金：215百万円 ④当社子会社の設備投資等資金：154百万円 ⑤太陽光発電施設の取得資金：230百万円 ⑥販売用不動産の仕入資金：120百万円 ⑦M&A、資本業務提携による法人取得における投資資金及び法人取得初期における運転資金：2,720百万円 ⑧実物資産（ゴールド）の取得資金：2,260百万円 ⑨事業会社に対する投融資資金：1,100百万円 ⑩運転資金：400百万円 ⑪実物資産（ゴールド）の取得資金：100百万円
支出予定時期	②2025年1月～2026年1月 ③2025年1月～2026年8月 ④2025年1月～2027年1月 ⑤2025年1月～2027年1月 ⑥2025年1月～2027年1月 ⑦2025年1月～2028年1月 ⑧2025年1月～2026年8月 ⑨2025年2月～2028年1月 ⑩2025年3月～2026年3月 ⑪2025年10月～2026年8月
現時点における充当状況	②当社における借入金返済資金：331百万円 ③当社子会社（アトリエブックアンドベッド株式会社）における借入金返済資金：0百万円 ④当社子会社の設備投資等資金：0百万円 ⑤太陽光発電施設の取得資金：230百万円 ⑥販売用不動産の仕入資金：7百万円 ⑦M&A、資本業務提携による法人取得における投資資金及び法人取得初期における運転資金：2,585百万円 ⑧当社及び子会社による暗号資産の購入資金：961百万円 ⑨事業会社に対する投融資資金：971百万円 ⑩運転資金：253百万円 ⑪実物資産（ゴールド）の取得資金：0百万円

注1：2025年1月28日付「資金使途の変更に関するお知らせ」の開示にて、新株予約権（第16回新株予約権、第17回新株予約権）の発行により調達する資金使途に「⑧子会社による仮想通貨の購入資金」の項目を追加し、資金使途の変更を行いました。また、2025年2月19日付「資金使途の変更に関するお知らせ」の開示にて、新株予約権（第16回新株予約権、第17回新株予約権）の発行による調達資金に「⑨事業会社に対する投融資資金」の項目を追加し、資金使途の変更を行いました。2025年3月18日付「資金使途の変更に関するお知らせ」の開示にて、新株予約権（第16回新株予約権、第17回新株予約権）の発行による調達資金に「⑩運転資金」の項目を追加し、資金使途の変更を行いました。2025年6月26日付「資金使途の変更に関するお知らせ」の開示にて資金使途の変更を行いました。2025年10月21日付「資金使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」の開示にて、新株予約権（第16回新株予約権、第17回新株予約権）の発行による調達資金に「⑪実物資産（ゴールド）の取得資金」の項目を追加し、資金使途の変更を行いました。

注2：2025年7月8日付「第17回新株予約権の一部取得及び消却の完了に関するお知らせ」及び2026年2月4日付「第17回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」の開示にて、第17回新株予約権の残存する対象者が保有する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに消却いたしました。

⑤2026年2月26日付開示による第三者割当による新株式の発行

払込期日	2026年2月26日
調達資金の額	500,011,600円
発行価額	1株につき209円
募集時における発行済株式数	2,392,400株
当該募集における発行済株式数	34,188,719株
募集後における発行済株式数	36,581,119株
割当先	Seacastle Singapore Pte. Ltd 2,392,400株
当初の資金使途	①運転資金：150百万円 ②借入金返済資金：350百万円
支出予定時期	①2026年2月～2026年4月 ②2026年2月～2026年3月

⑥第19回新株予約権の発行

割当日	2026年2月26日
発行新株予約権数	392,347個（1個につき100株）
発行価額	総額136,536,756円 （新株予約権1個につき金879円）
発行時における調達予定資金の額	8,836,600,656円 （内訳） 本新株予約権発行分 136,536,756円 本新株予約権行使分 8,200,052,300円
割当先	Seacastle Singapore Pte. Ltd 153,111個 WowooPte. Ltd. 167,465個 Soul Ventures Holdings Limited 71,771個
募集時における発行済株式数	34,188,719株

当該募集による潜在株式数	39,234,700株（本新株予約権1個につき100株）
現時点における行使状況	2,726,100株
現時点における調達した資金の額	569百万円
発行時における当初の資金使途	②借入金返済資金：200百万円 ③M&A、上場企業・米国AIベンチャー、スペース銘柄などへの投資資金：3,000百万円 ④暗号資産の投資運用資金：2,991百万円 ⑤事業会社などに対する投融資資金：2,000百万円
支出予定時期	②2025年1月～2026年1月 ③2025年1月～2026年8月 ④2025年1月～2027年1月 ⑤2025年1月～2027年1月
現時点における充当状況	②借入金返済資金：200百万円 ③M&A、上場企業・米国AIベンチャー、スペース銘柄などへの投資資金：256百万円 ④暗号資産の投資運用資金：92百万円 ⑤事業会社などに対する投融資資金：90百万円

注1：2026年7月6日付「第三者割当による第1回無担保社債（私募債）及び新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び第19回新株予約権の一部取得及び消却に関するお知らせ」の開示にて、第19回新株予約権について残存する本新株予約権の一部を取得するとともに、取得後直ちに消却いたします。

注2：2026年5月29日付「資金使途の変更に関するお知らせ」の開示にて、第19回新株予約権の発行により調達する資金使途のうち「③M&A、上場企業・米国AIベンチャー、スペース銘柄などへの投資資金」に充当する予定であった3,000百万円のうち200百万円を「⑥運転資金」に振り替えを行いまして、300百万円を「②借入金返済資金」に追加し、資金使途の変更を行いました。

以上

知が行われた場合は、行使価額は当初行使価額である92円とする。なお、下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づく当社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表の上本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

④取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。))に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下、本⑤において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

⑥本号①から③までの場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑦本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(当該30取引日のうち終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合には、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該

日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- ④当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ⑤本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
- ⑥本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)(本項第(2)号④においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)(本項第(2)号⑤においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ⑦行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
- ②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。
- ③その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
- ④行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項の規定により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026年7月23日から2029年7月22日までの期間(以下「行使期間」という。)とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日については、本新株予約権を行使することができない。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の2週間以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、組織再編行為(以下に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。
「子会社」とは、当該時点において、発行体の議決権(疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。)の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上を発行体が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体をいう。
- (3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東証においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義される。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等(以下に定義する。)が生じた場合、又は東証による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
「上場廃止事由等」とは、当社又はその関連会社又は子会社に、東証有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
該当事項ありません。

16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本新株予約権買取契約において、本新株予約

権の譲渡の際に事前に当社取締役会の承認を得る必要である旨が定められる予定です。なお、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、承諾の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本新株予約権買取契約に係る行使制限等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する。

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする場合、新株予約権行使期間中に第21項に記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとします。

(2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 本新株予約権の行使の効力は、第21項に記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。

20. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、行使請求の効力発生後、当該新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

21. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

22. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 本郷支店

三井住友信託銀行株式会社 渋谷支店

楽天銀行株式会社 第三営業支店

23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

25. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を50円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、92円とした。

26. その他

(1) 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予

定の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社株主であるWowooPte. Ltd. は、その保有する当社普通株式の一部についてLCA0、MAP246及びBEMAPへの貸株を行う予定です（契約期間：2026年7月6日～2029年7月22日、貸借株数（上限）：それぞれ2,220,000株、240,000株及び540,000株、貸借料：年率0%、担保：無し）。

- (2) 上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

以 上

(別紙2)

abc株式会社
第1回無担保普通社債発行要項

1. 募集社債の名称

abc株式会社第1回無担保普通社債（以下「本社債」という。）

2. 募集社債の総額

金200,000,000円

3. 各社債の金額

金10,000,000円の1種。本社債の口数は20口とし、本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することができない。

4. 本社債の券面

本社債については、社債券は発行されない。

5. 払込金額

各社債の金額100円につき金95円

6. 利率

本社債には利息を付さない。

7. 担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2026年7月22日

9. 本社債の払込期日

2026年7月22日

10. 発行の方法

それぞれ以下の通り割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	15個
MAP246 Segregated Portfolio	2個
BEMAP Master Fund Ltd.	3個

11. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、2027年7月21日（償還期限）にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還の場合は、本項第(2)号に定める金額による。

(2) 繰上償還

(イ) 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本社債の保有者（以下「本社債権者」とい

う。)に対して償還日(当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。)の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本号(イ)に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

(ロ) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。)から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号(イ)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本号(イ)及び(ロ)の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号(イ)の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号(ロ)に基づく通知が行われた場合には、本号(ロ)の手続が適用される。

(ハ) スクイズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義される。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイズアウト事由」という。)、当社は、本社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号(イ)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

(ニ) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

(ホ) 当社の選択による繰上償還

当社は、その選択により、本社債権者に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。

(ヘ) 本社債権者の選択による繰上償還

本社債権者は、本社債の払込期日以降において、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が[63]円（但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には、当該金額につき、公正かつ合理的な調整を行う。）を累積5取引日下回った場合、当該日以降いつでも、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

12. 買入消却

(1) 当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本社債権者と合意の上、随時本社債をいかなる価格でも買入れることができる。

(2) 当社又はその子会社が本社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社が買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該社債の交付を受けた後）、本社債を消却することができる。

(3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

13. 特約

(1) 担保提供制限

(イ) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で今後発行する他の社債に担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。

(ロ) 本号(イ)に基づき本社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

次の(イ)又は(ロ)の事由が発生し、3銀行営業日以内にその履行が為されない場合、本社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。また、当社は、次の(ハ)乃至(ト)のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

(イ) 第11項の規定に違背したとき。

(ロ) 本項第(1)号の規定に違背したとき。

(ハ) 本社債権者が本社債の買取りに関して発行会社と締結した契約に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。

(ニ) 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(ホ) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができなかつたとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が100,000,000円を超えない場合は、この限りでない。

(ヘ) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

(ト) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

14. 金融商品取引法による届出の免除

本社債に関しては、本社債の発行に係る取得勧誘が金融商品取引法第2条第3項第2号ハに掲げる場合に該当することにより、当該取得勧誘に関し金融商品取引法第4条第1項の規定による届出は行われていない。

15. 転売時の告知義務

本社債権者が当該本社債を譲渡する場合には、本社債権者は、その相手方に対し、次の各号に掲げる事項を告知し、あらかじめ又は同時にその相手方に対し当該告知事項を記載した書面を交付しなければならない。

(1) 本社債に関しては、本社債の発行に係る取得勧誘が金融商品取引法第2条第3項第2号ハに掲げる場合に該当することにより、当該取得勧誘に関し金融商品取引法第4条第1項の規定による届出が行われていないこと。

(2) 本社債には、各社債の金額未満の金額に分割することができない旨の制限が付されていること。

16. 社債管理者

本社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

17. 社債権者に対する通知の方法

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

18. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除

き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

19. 準拠法

日本法

20. その他

上記の他、本社債の発行に関して必要な一切の事項の決定は当社代表取締役又はその指名する者に一任する。

以 上